

Intangibles の情報化とコミュニケーションの展開に向けて

早稲田大学大学院商学研究科

教授 花堂 靖仁

【キーワード】事業報告、財務報告、企業情報開示、知的資産経営報告、経営資源、Intangibles、知的資本、知的資産、改善された事業報告 (EBR; Enhanced Business Reporting)、XBRL、知的資本 / 知的資産ワールド・イニシアティブ (WICI ; World Intellectual Capital/Assets Initiative)、

【要約】

インターネットに代表されるIT技術が経済社会のインフラとして地球規模で整備されるにつれ、企業価値の形成において貨幣資産と物的資産、つまり「有形資産 (Tangibles)」が果たす役割は、重工業が基幹産業であった20世紀の80年代までと比較すると、驚くほど小さくなっている。工業化社会から知識化社会への移行が進むにつれ、ソフトウェアの研究開発への投資額の大きさが、あるいはインターネット・ショッピングの顧客リストの整備状況などの「無形資産 (Intangibles)」が企業価値形成の源泉となってきている。それにもかかわらず、これらへの依存が高まってきている事実が適時に開示されていない結果、投資家をはじめ企業のステークホルダーの適切な意思決定が阻害されるおそれが大きくなってきていた。この小論では、企業価値ないし株主価値を適確に捉えるうえで、(1) 伝統的な財務報告に限界がなぜ生じたのか、その要因を会計技法の視点から整理した上で、(2) 伝統的な財務報告を包摂しつつ必要な補完をおこなった事業報告における Intangibles の扱いかたを概観し、(3) Intangibles を伝統的な会計手法と親和するような方式で表現するための概念整理を試み、(4) Intangibles に関する情報を組織の内外のステークホルダー間でコミュニケーションするうえでの留意点について指摘することにした。

【目次】

1. はじめに
2. Intangibles の情報化における伝統的財務報告の限界
3. 事業報告における Intangibles の扱い
4. 経営資源の認識・伝達体系試論
5. おわりに

1. はじめに

「企業活動の良否を計る手法として利用勝手が一番良いのが何か」と問われれば、誰もが、「企業会計が提供する財務諸表」と答えるだろう。しかし、新産業を創生する担い手として期待されるベンチャー・ビジネスにおいてはどうか。残念ながら、創業段階のベンチャー・ビジネスでは、その財務諸表に記載された会計データによって企業活動の将来性を計り、投資判断をはじめとする各種の意思決定に利用することはできない。かつてのように試験研究費および開発費を繰延資産として処理することが認められなくなった結果、事業収益が未だ計上できない創業期の研究開発段階においては、損益計算書は赤字の連続となり、貸借対照表は僅かな貨幣資産と設備資産の合計を大きく上回る累積損失により構成されていることが少なくない。

このように、企業評価にあたり会計データの利用価値に疑問が呈されるのは、ベンチャー・ビジネスの創業期に限られた問題なのだろうか。換言すれば、しっかりとビジネス・モデルが形成され、持続的な成長が可能になった段階になれば、財務諸表データにもとづく伝統的な手法によって、企業価値を適正に評価することは果たして可能なのだろうか。概ね 1980 年代までなら、会計データの企業価値説明力低下は特殊な問題であり、財務諸表データを活用することこそが適正な企業評価を行う王道である、と答えることができたのであろう。

しかし、現実には、インターネットに代表される IT 技術が経済社会のインフラとして地球規模で整備されるにつれ、企業価値の形成において貨幣資産と物的資産、つまり「有形資源 (Tangibles)」が果たす役割は、重工業が基幹産業であった 20 世紀の 80 年代までと比較すると、驚くほど小さくなっている。工業化社会から知識化社会への移行が進むにつれ、ソフトウェアの研究開発への投資額の大きさが、あるいはインターネット・ショッピングの顧客リストの整備状況などの「無形資源 (Intangibles)」が企業価値形成の源泉となってきている。それにもかかわらず、これらへの依存が高まってきている事実が適時に開示されていない結果、投資家をはじめ企業のステークホルダーの適切な意思決定が阻害されるおそれが大きくなってきていた。この問題について、当時、証券取引委員会 (SEC; Securities and Exchange Commission) 委員長を務めていた Levitt, A. は、「無形の資産が金額においても範囲においても増え続けるにつれ、本当の企業の価値・およびその価値形成要因・が一般に入手できる開示情報の中で適時に反映されているか否かに疑問を持つ人々がますます増えてきている」¹と問題提起した。

事実、Lev, B. の分析によれば、アメリカのビッグ・キャップである S&P500 社の時価総額に占める有形資産のウエイトは、1982 年では 62% を占めていたのに、1992 年には 38% へ、さらに 1999 年には 16% へと急激に低下してきたことが指摘されている²。その逆数が Intangibles に他ならないが、特許権などの無体財産が貸借対照表に計上されているとしても、それはごく一部に限られている³。

¹ Levitt, Arthur 米国証券取引委員会委員長が 1999 年 10 月 18 日にニューヨーク経済クラブで行った講演録による。

² Lev, Buruch, *Knowledge and shareholder value*, January 2000, (www.stern.nyu.edu/~blev/knowledge&shareholdervalue.doc)

³ Lev は上の論文において 1999 年における S&P500 企業の株価純資産倍率 (PBR) 平均を 6.25% としている。S&P500 の PBR の変化については、全米インベスター・リレーションズ協会の 2005 年年次大会で報告した Paul Herring によれば、時価総額に対する会計的純資産額の説明割合は、1980 年 80%、1990 年 55%、2000 年 15% とされている。なお、2000 年はアメリカにおける所謂 IT バブルの年であり株価に歪みが生じていたところから、念のためバブルが崩壊した 2002 年の同じ値を算定したところ 25% となっていると報告した。

このように、会計データにもとづく財務情報の企業価値ないしその代替指標としての株式時価の説明力が年々低下してきている事態は、アメリカにおいては早い時期から指摘され始めていた。例えば、有形資産に偏重し、財務的な測定と財務諸表中心の開示にとどまる情報提供の限界に対する懸念は、投資意思決定情報の作成・開示に関与する専門家の間で、一部ではあるが共有されつつあった。1993年に投資管理調査協会(AIMR; Association for Investment Management and Research)が作成した報告書『1990年代の財務報告を超えて』によって、財務報告の問題点が指摘された⁴。それに応える会計専門家からの回答として、アメリカ公認会計士協会(AICPA; American Institute of Certified Public Accountants)は、1994年にジェンキンス特別委員会報告書『事業報告の改善 - 顧客ニーズに応える』を公表し、「財務報告(financial reporting)から事業報告(business reporting)への展開」の方向を示唆していた⁵。

この小論では、企業価値ないし株主価値を適確に捉えるうえで、(1)伝統的な財務報告に限界がなぜ生じたのか、その要因を会計技法の視点から整理した上で、(2)伝統的な財務報告を包摂しつつ必要な補完をおこなった事業報告における Intangibles の扱い方を概観し、(3) Intangibles を伝統的な会計手法と親和するような方式で表現するための概念整理を試み、(4) Intangibles に関する情報を組織の内外のステークホルダー間でコミュニケーションするうえでの留意点について指摘することにしたい。

2. Intangibles の情報化における伝統的財務報告の限界

伝統的な財務報告において表現されている株主持分の評価額である純資産と株式時価との差額は何によって構成されているのか、その構成要素は発行体と投資家をはじめとする外部ステークホルダーとの間でどのように扱われてきたのか、あるいは扱われる可能性があるのかを見ておこう。ここでは、図表1に示した Upton Jr., W.S.の分析にしたがって検討することにしたい。この分析は、上に触れた AICPA の財務報告特別委員会の委員長を務めた Jenkins, E.L.が、1997年よりアメリカにおける財務会計基準の設定機関である財務会計基準審議会(FASB; Financial Accounting Standards Board)の会長となり、財務報告から事業報告への展開の必要性を検証するための一連の調査⁶にもとづく特別報告として行われたものの一つである⁷。

因みに、日本では、制度的に開示される会計情報以外の各種情報を積極的に提供し、株主価値の適切な理解を図っているインベスター・リレーションズ優良企業として表彰されたものを対象に、筆者が過去4年について計算した結果では、時価総額に占める会計的純資産の割合は平均で47%となっている。

⁴ Knutson, Peter H., *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, Association for Investment Management and Research 1993. 八田進二・橋本 尚 共訳『21世紀の財務報告』白桃書房、2001年。

⁵ Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, *Improving Business Reporting-A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors*, American Institute of Certified Public Accountants, 1994. 八田進二・橋本 尚 共訳『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』、白桃書房、2002年。

⁶ FASB は、アメリカン証券取引所の会長であった Kolton, Paul を委員長とし実業家、資本市場関係者、研究者14名から構成される事業報告調査プロジェクトの運営委員会を組織し、ここで取り上げた報告の他に、次の二つの報告書を公表した。

Working Group of Electronic Distribution of Business Reporting Information, *Electronic Distribution of Business Reporting Information*, FASB, 2000.

Steering Committee Report, *Improving Business Reporting: Insights into Enhancing Voluntary Disclosure*, FASB, 2001.

⁷ Upton Jr., Wayne S., Special Report, *Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy*, FASB, 2001, p.90.

図表1 時価総額の構成とパーセプション・ギャップ:FASB の分析と対応方向

1	会計上の純資産簿価	\$ XXX	
2	認識された資産・負債の潜在的価値と会計上の測定値との差額に対する市場の評価を加減	\$ XXX	
3	資産・負債の定義に該当するが財務諸表に計上されなかった事項の潜在的価値に対する市場の評価を加減(例:自己開発の特許等)	\$ XXX	認識と測定の新たな基準化を提言
4	資産・負債の定義に該当しない無形のバリュー・ドライバー/バリュー・インペラーに対する市場の評価を加減(例:従業員の士気)	\$ XXX	新たな情報化の枠組みを提案
5	企業の将来計画(事業機会および事業リスク)の実現可能性に関する市場の期待の評価分を加減	\$ XXX	新たなパラダイムを提案
6	“楽観相場”“悲観相場”を含むその他の市場要因と市場心理	\$ XXX	居座るモンスター
7	株式時価総額	\$ XXX	

図表 1の左列に示した項目1の「会計上の純資産簿価」と項目7の「株式時価総額」との差は五つの要素によって構成されている。各々については次の通りである。

項目2:「認識された資産・負債の潜在的価値と会計上の測定値との差額に対する市場の評価を加減」とは、次のことから生じる差額の調整分である。すなわち、財務会計における資産・負債の評価のあり方は会計基準に採用された評価基礎によって規定され、かつ貸借対照表日の評価額が使われている。これに対し、資本市場関係者は株式価値を評価しようとするとき資産・負債について当該時点の時価によって評価することを基本とする。これはその結果生じる差額である。周知のように、財務会計が会計データの収集方式として複式簿記による継続記録法を採るかぎり、資産・負債の評価基礎の出発点は取得原価主義におかれることになる。しかし、インターネットに支えられた情報化社会において各種の市場価格情報が関係者に随時共有されるようになり、時価の客観性が高まってきたことに伴い、取引頻度が高いなかで形成される市場価格が存するものについては時価をもって評価する、所謂「時価ベース会計」への移行が図られてきている。また、時価が客観的に捉えられなくても財務会計の評価の適正性を保つために必要なときは「公正価値(fair value)」によって評価する会計実務が浸透してきている。この限りにおいて、この要素は既存の財務会計のフレームワークのなかで漸次対処が可能なものといえる。

項目3:「資産・負債の定義に該当するが財務諸表に計上されなかった事項の潜在的価値に対する評価を加減」とは、財務会計の認識対象としての条件は充たしているが、その客観的測定を可能にする会計手続が確立されていない結果、現段階ではオフバランス扱いになっているものである。その代表例としては、自己開発の特許など伝統的に交換の対象外の

ものとして扱われてきた資産が挙げられる。確かにこれら資産は、開発や制作に必要であった要素資源の取得価額の合計として評価はできるが、その公正価値を評価する認められた手続は未だ整備されてきてはいない。しかし、知的財産権の取引市場の整備には今しばらく時間を要するとしても、知的財産権の取引事例が最近では年々増えてきていることに照らせば、これを公正評価する社会的条件は整いつつあるとみることができる。したがって、この項目については、その認識と測定に関する会計基準の整備を提案することによってパーセプション・ギャップを解決することは可能となる。

項目4:「資産・負債の定義に該当しない無形のバリュー・ドライバーまたはバリュー・インペラーに対する市場の評価を加減」とは、例えば従業員の士気とか経営執行陣の経営力といったそれ自体が個別取引の対象になりえないため、財務会計のフレームワークでは認識測定の対象にされない結果、本質的にオフバランス項目とならざるをえないものである。しかし、次に取り上げる項目5と並んで、それは知識化社会において価値創造の主要因としてのウエイトを高めてきているものに他ならず、一般に Intangibles と表現されるときの実体といえる。その中で、項目4は、伝統的な財務会計が取得原価主義会計として展開され実績計算として行われてきたことに符合するように、財務諸表に表現される財務実績を生みだした要因である価値創造を支えるバリュー・ドライバー（あるいは価値破壊を起こしたバリュー・インペラー）を説明するものである。周知のように、これら項目は、一方では連結やM&Aを扱う企業結合会計においては超過収益力の源泉である暖簾としてオンバランスされる。他方、特定の企業実体における継続企業の財務会計においては、会計的取引には該当しないため、認識測定の対象外とならざるをえない。この情報の欠落を補う役割を果たしてきたものが、制度開示においてはSECが求めた「経営者による分析と評価(MD&A; Management Discussion and Analysis)」であり、それに倣ってわが国の有価証券報告書が導入した「財政状態と経営成績の分析」に他ならない。また、任意開示におけるインベスター・リレーションズ(IR; Investor Relations)活動が提供してきた主たる情報もこの項目に関するものである。

項目5:「企業の将来計画(事業機会および事業リスク)の実現可能性に関する市場の期待の評価分を加減」とは、上記項目4までを通して捉えられた経営資源を組み合わせる将来の事業計画から生み出されるであろうと見込まれる公正価値を株価に反映させるプロセスである。ところで、企業会計の外部報告機能を担う財務会計と投資意思決定情報の提供については、両者は密接な関係にはあるが同義ではない。アメリカにおける財務会計の成立の経緯に照らせば⁸、財務会計が将来への見積計算を含みつつも実績計算に軸を置くのに対し、投資意思決定情報の提供にあっては合理的に予測できる将来にわたる事業活動の成果を見通した予想情報に焦点をあわせることになる。

そもそも財務会計では、継続企業の前提にもとづき連続する事業活動を人為的に区切って期間計算を行うことが要請される。その結果、財務会計においては、対象を貨幣額で表現する「評価」を行う時点を現在としたうえで、過去から現在への実績計算と現在から将来へ

⁸ Lintan, Robert E. and Peter J. Wallison, *The GAAP Gap, Corporate Disclosure in the Internet Age*, AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, 2000. 本書は、株式時価と会計的純資産とのギャップが拡大する構造を体系的分析したものであるが、「一般に認められた会計原則(GAAP; Generally Accepted Accounting Principles)」の制定経緯に立ち戻ってその限界と問題点を分析し、それがギャップを拡大する主要因の一つとしている。

の見積計算とが一体となった形で評価を行わなければならない。このような財務会計は、かつてから担ってきた財務的に表現可能な経営資源の提供者に対する所得配分機能に加え、時代と共に意思決定のための情報提供機能にウエイトを移しつつある。例えば、「時価ベース会計」と呼ばれる将来キャッシュフローの割引現在価値評価に収斂する最近の公正価値評価を重視する一連の会計処理はその典型であろう。しかし、それは将来の活動計画に関する予想情報そのものの提供を行うものではない。財務会計における将来にかかわる関心の焦点は、過去から現在への実績計算の有用性を高めるため、現在から将来へ展開する活動の見積りの確かさをできる限り高めることにより、予測の合理性を確保することに当てられるに他ならないと捉える必要がある。

項目6:「楽観市場」「悲観市場」を含むその他の市場要因と市場心理とは、資本市場において一般に「市場センチメント」と呼ばれているものに他ならない。それは、項目2～項目5が認識測定の体系が未だ整備されていないにしても、その内容は企業価値ないし株主価値の大きさを左右するものとして論理的に説明可能なものである。これに対し、項目6は、例えば市場環境の変化に応じて資金量が増減することによる株価の変化のように、企業価値や株主価値それ自体の変化を反映するものとは考えられないものである。したがって、この特別報告においても御しがたい「居座るモンスター」と名づけられている。ただ、そのなかで「市場センチメント」が作用するとき、その影響が銘柄ごとに異なってくる事実注目し、その影響要素の一つとして資本市場におけるレピュテーションに焦点を当てた研究が始められている⁹。

上記のように分析された「会計上の純資産簿価」と「株式時価総額」との差のうち項目2、3および4については、証券アナリストやファンドマネージャーなどの資本市場関係者が行う株式価値評価の適正化を促すため発行体が取り組む情報提供機能である IR 活動において部分的に開示されている。また、わが国では項目5に関連する情報として、自主規制機関としての資本市場が上場契約において発行体に求めている決算短信が挙げられる。そこに記載される売上高、営業利益、経常利益および純利益に関する業績予想およびその前提や背景の説明は、1年間に限られてはいるが発行体が責任を持って年度損益計画の一部を提供するものに他ならない。

しかし、それらはいずれも差異の要因を体系的に整理し、情報化への道筋を示すものではない。そこに繋げるためには、項目2および3のように、現在の財務会計のフレームワークによって情報化することが可能であり、近い将来においてオンバランス化されるものと、財務会計のフレームワークでは適切に扱うことが適わない項目4、5および6との区分に注目することが必要である。すなわち、項目4、5および6について、それらを財務会計のフレームワークで扱うことができない構造的原因が何かを分析し、現在の財務会計フレームワークで扱えないとしたときには、果たしてどのような別のフレームワークが準備できるのかを模索しなければならない。

ここでは、現在の財務会計フレームワークとして、国際会計基準審議会を含め他の同種フレームワークのモデルとなった FASB の一連の「財務会計概念ステイトメント(Statement of Financial

⁹ 花堂靖仁稿「資本市場とレピュテーション - Investment Reputation Index の可能性」、ADVERTISING 第10号、2004年、pp.52-57。

Accounting Concepts, 以下「概念ステイトメントと略記」)を取り上げることとする。

概念ステイトメントにおいて、財務諸表に記載される構成要素は「認識」の要件を充たさなければならぬとされている。ここで「認識」とは、ある項目を、資産、負債、収益、費用その他これらに類するものとして正式に記録し、企業の財務諸表に記載する手続とされている。すなわち、認識は、ある項目を科目と数値で描写し、当該項目の金額が財務諸表の合計額に含められることに他ならない。資産および負債に関してみれば、認識には、ある項目の取得もしくは負担を記録するだけでなく、財務諸表から除かれることになる変化を含めて、その後の変化についても記録することである、とされている¹⁰。

ところで、この「認識」の条件は、構成要素の定義においては、一般に「貨幣額によって測定可能なもの」という表現に織り込まれている。因みに、構成要素が貨幣額によって統一的に測定されなければならない理由は、貨幣経済社会において、経営者が管理責任を負う貸借対照表日現在の資産、負債および資本を確定すること、および処分可能利益を計算することの2点が要請されていることに求められる。したがって、にに関しては時価ベース会計が採られ、結果的に「包括利益」の計算に繋がることに對し、他方 にに関しては実現利益の計算に結びつくことになる。

財務諸表に記載される条件を定める資産、負債および純資産の構成要素としての定義は、それぞれ次のようになっている。

「資産とは、過去の取引または事象の結果(c)として、特定の実体が所有または統制下(b)におく、発生の可能性が高い将来の経済的効益(a)である。」

この定義およびそこで挙げられている資産の三つの本質的特徴について以下のように説明されている¹¹。

- (a) 「将来の経済的効益」とは、単独でまたは他の資産と組み合わせ、将来の正味キャッシュフローに直接的または間接的に貢献する能力であり、これが備わっていることを内容とする発生の可能性をいう。
- (b) 「所有または統制下」とは、当該効益を、特定の実体に帰属させることができるか、または他者が当該効益に接近することが統制できる状態をいう。
- (c) 「過去の取引または事象の結果」とは、当該効益に対する実体の権利を生起させた、あるいはそれを統制下におくことになった取引または事象をいう。

「負債とは、過去の取引または事象の結果(c)として、将来に他の実体に資産を譲渡するまたは役務を提供するという、特定の実体が現在負担する義務(b)によって生じる発生の可能性が高い将来の経済的効益の犠牲(a)である。」

この定義およびそこで挙げられている資産の三つの本質的特徴について以下のように説明されている¹²。

- (a) 「将来の経済的効益の犠牲」とは、特定の期日または約定の期日の到来時、特定事象の生起時あるいは請求時において、将来発生する可能性が高い資産の譲渡または使用に

¹⁰ FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984, .Para.6.

¹¹ FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, 1985, .Para.25 ~ 26.

¹² FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, 1985, .Para.35 ~ 36.

よって決済されることを内容とする一または複数の他の実体に対し負う現在の義務または責任をいう。

(b) 「特定の実体が現在負担する義務」とは、犠牲を回避する将来の余地を殆どないし全く残すことなく、特定の実体に課される義務または責任をいう。

(c) 「過去の取引または事象の結果」とは、実体に義務をもたらす過去の取引または事象が既に生起していることをいう。

「純資産とは、負債を控除した後に残された実体の資産にたいする残余の持分である。営利企業においては、その持分は所有主持分とされる。」

それは、所有主の権利(またはそれと同等のもの)にもとづくものであり、従業員、供給業者、顧客、与信者あるいはその他の非所有者として役割を担う者とは異なる役割を担う所有主として、それと企業との間に生じる関係を内容としている。持分は、企業の資産に対する請求権または権益としては負債に劣後するから、それは残余権益となる。また、純資産は、所有主による投資や所有主への分配によるばかりでなく、非所有主との各種取引による純資産の増減によっても、強化されたり弱体化されたりする¹³。

以上に照らすならば、貸借対照表の本体に記載される、すなわちオンバランス項目となる条件は、一つには構成要素とされる資産および負債の本質的特徴によって、とくにそのなかの「過去の取引または事象の結果」によって規定され、いま一つはそれらが貨幣額によって測定されること、すなわち過去・現在・将来のいずれかの市場価格にもとづいて構成要素が測定できなければならないことによって規定されることになる。その結果、上掲の項目4、5および6における価値創造ドライバーとなる Intangibles は認識の対象外に置かれてしまうことになっている。

3. 事業報告における Intangibles の扱い

知識化社会において企業価値を創造するバリュードライバーの中軸に位置するようになってきた Intangibles については、それが無形で目に見えないものであるから、経済活動を合理的に遂行するためには、なによりもその存在が記号化され情報として経済活動の参加者間において共有されなければならない。その存在が現物によって直接確認できた Tangibles が価値創造の中心にあった工業化社会とは根本的に異なるところであり、したがって経済活動の参加者間における適切なコミュニケーションを図る共通のスキームとしての記号化のフレームワークが準備されていることが必要となる。この点の認識はアメリカ、ヨーロッパおよび日本において共通するが、Intangibles に焦点を当てて経済活動を展開しようとする動機と記号化のフレームワーク作成のアプローチにおいては違いが認められる。ここでは、それぞれの取組の概要を簡潔に記すことにとどめたい¹⁴。

【アメリカにおける取組みの概要】 直接金融市場に大きく依存するアメリカにおいては、すでに見

¹³ FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, 1985, .Para.49 & 60.

¹⁴ この関係を比較的詳細にまとめたものとしては、経済産業省「通商白書 2004～「新たな価値創造経済」に向けて～」、ぎょうせい、2004年、古賀智敏著『知的資産の会計』、東洋経済新報社、2005年および伊藤邦雄編著『無形資産の会計』、中央経済社、2006年がある。

たように証券投資情報の拡充に向けた動きに焦点が絞られてきているが、それと平行して、21世紀に進展する知識化社会における企業価値の向上策やその評価方法を模索する動きが、バランススコアカードを用いた知的資本経営への動きと重なって、大きな流れになりつつある。Intangibles の概念の整理、およびその認識・測定・開示のあり方を巡る調査研究としては、主として次のものが挙げられる。

Ernst & Young 事業イノベーション・センターは、1997年に同時に二つの報告書「重要な測定値」および「知識集約型経済における企業価値」を公表し¹⁵、非財務情報の重要性を指摘した。また、同年に、この関係の著作のアメリカにおける古典とされる Stewart, T.A. 著の『知的資本 - 諸組織の新たな富 -』が出版されている¹⁶。続いて、Sullivan, P.H. によって、論文集『知的資本による利益創出』が1998年に編纂され、さらに2000年には『価値形成の知的資本 - 無形の会社資産をどのように市場価値に転換するのか』が著された¹⁷。また同年に、Cap Gemini Ernst & Young 事業イノベーション・センターは報告書「将来の測定; 価値創造指標」を公表している¹⁸。2001年には、ブルッキングス研究所から相次いで2冊の研究叢書が公表された。一つは、Lev, B. がまとめた『インタンジブルス: その管理、測定および報告』であり¹⁹、いま一つは Blair, M. M. および Wallman, S.M.H. による『見えざる富: インタンジブルスに関するブルッキングス特別調査報告』である²⁰。

FASB ジェンキンス会長の下で、上で触れた一連の調査研究活動を踏まえて取り組まれてきた「財務報告から事業報告への展開」への動きは、「改善された事業報告 (EBR; Enhanced Business Reporting)」に関する公開草案を準備するところまで来ていた。この流れを受けて、例えば PricewaterhouseCoopers は、EBR に展開しなければならない背景とそれを支える論理とを体系的に説明する『価値報告革命: 利益ゲームを超えて』を出版した²¹。しかし、周知のように2000年10月から2001年3月の半年の間に所謂 IT バブルが崩壊し、それに続いて Enron 社等による一連の会計不正が発覚しアメリカの財務報告制度の信頼性を根底から揺るがす問題に発展した。これに伴い、その信頼性の回復に向けた緊急対応策である Sarbanes-Oxley Act of 2002 にもとづ

¹⁵ The Ernst & Young Center for Business Innovation, *Measures That Matter, and Enterprise Value in the Knowledge Economy*, Ernst & Young LLP, 1997.

¹⁶ Stewart, T.A., *Intellectual Capital-The New Wealth of Organizations*, Currency and Doubleday, 1997.

¹⁷ Sullivan, P. H., *Profiting from Intellectual-Extracting Value from Innovation*, John Wiley & Sons Inc., 1998. および Sullivan, P. H., *Value-Driven Intellectual Capital-How to Convert Intangible Corporate Assets into Market Value*, John Wiley & Sons Inc., 2000. パトリック・サリヴァン著、森田松太郎監修『知的経営の真髄: 知的資本を市場価値に転換させる方法』、東洋経済新報社、2002年。

¹⁸ Cap Gemini Ernst & Young Center for Business Innovation, *Measuring the Future-The Value Creation Index*, Cap Gemini Ernst & Young, 2000.

¹⁹ Lev, B., *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution Press, 2001. パルーク・レブ著、広瀬義州・桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計』、東洋経済新報社、2002年。

²⁰ Blair, Margaret M. and Steven M.H. Wallman, *Unseen Wealth: Report of the Brookings Task Force on Intangibles*, Brookings Institution Press, 2001. マーガレット・M・ブレイアールおよびスティーブン・M・H・ウォールマン著、広瀬義州他訳『ブランド価値評価入門 - 見えざる富の創造』、中央経済社、2002年。

²¹ Eccles, Robert G., Robert H. Herz, E. Mary Keegan and David M.H. Philips, *The Value Reporting Revolution: Moving beyond the Earnings Game*, John Wiley & Sons, Inc., 2000 (First Printing). R・エクレス/R・ハーツ/M・キーガン/D・フィリップス著『企業情報の開示: 次世代ディスクロージャーモデルの提案』、東洋経済新報社、2002年。同種の企画として Arthur Andersen から出版されたものとして、Boulton, Richard E.S., Bary D. Libert and Steve M. Samek, *Cracking the Value Code: How Successful Business Are Creating Wealth in the New Economy*, HarperBusiness, 2000. リチャード・E・S・ボルトン、バリー・D・リバート、スティーブ・M・サメック著、アーサー・アンダーセン訳『Cracking the Value Code バリューダイナミクス: 新しい価値創造のフレームワーク』、東洋経済新報社、2000年。

く内部統制監査態勢の整備にアメリカの資本市場関係者は傾注せざるを得なくなり、また FASB ジェンキンス会長の任期満了とも重なった結果、EBR プロジェクトは棚上げされるところとなった。この事態に対処するため、PricewaterhouseCoopers の会長 Dipiazza Jr., S.A. と Eccles, R.G. とによって緊急に出版されたものが『社会の信頼の回復: 会社報告の将来』に他ならない²²。さらに、EBR プロジェクトを承継し、具体的に展開するために AICPA は、「公開会社タスクフォース (Public Company Task Force)」を編成し、2003年11月から2004年6月に集中的に調査研究に取り組ませ、その成果を「改善された事業報告特別委員会 (The Special Committee on Enhanced Business Reporting)」への報告書としてまとめ同年6月に公表した。EBR の使命を、「意思決定に用いる情報の質と透明性の改善に向けて投資家、与信者、規制機関、経営者およびその他の主要なステークホルダーの共同体を設置する」ことに置き、伝統的な経営実績の財務報告に、非財務報告の整備と予測情報の提供を加えることにより企業価値の説明力を高めるとともに、発行体とステークホルダーとのコミュニケーションの質を改善する切り札として XBRL (eXtensible Business Reporting Language) の Tagging を活用することを提案している²³。2005年1月までは AICPA が EBR を所管していたが、その後、AICPA、PricewaterhouseCoopers、Grand Thornton および Microsoft を活動資金拠出団体として「改善された事業報告共同体 (EBRC; Enhanced Business Reporting Consortium)」を組織し、連邦準備制度理事会の Volker, P 元議長をはじめとする関係組織のリーダーをメンバーとする諮問委員会の指導のもとに、証券取引所、会計事務所、規制機関および有力発行体とのネットワークを固めながら、アメリカにおける事業報告に重要度の高い内容を取り込むとともに、冗長曖昧な開示の簡略化することにより、その改善強化を図る一方で、EBR の国際展開を平行して図ろうとしている²⁴。

アメリカ国内における当面の目標は、SEC が所管する企業情報開示制度に EBR を組み込ませることにおかれている。EBRC アドバイサーのリーダーである Eccles, R. が 2006年12月に SEC 委員長の Cox, C. およびそのスタッフとの会合を持ち、Cox 委員長が主導し制度化に向けての準備を進めてきた XBRL ベースの企業情報の開示への転換過程で EBR を織り込むことを提案している。SEC が所管するアメリカの電子情報システムである EDGAR に、財務諸表本体情報、注記そして MD&A の順に 2008年から年をおって XBRL ベースの企業情報の開示が順次進められると見込まれているなか、非財務情報が係ってくる注記および MD&A について XBRL ベースによる開示が開始される時期に合わせて、EBR の開示内容に関する XBRL タクソノミの整備を業界単位で進め、制度開示に繋げることを構想している様子である²⁵。この点は、XBRL の第 1 バージョンの事業情報開示構想には一つの主要な柱として組み込まれていた予測情報開示が、図表 2 に明らかなように、バージョン 2.0 では除かれており、しかも XBRL タクソノミとしてまとめら

²² Dipiazza Jr., Samuel A. and Robert G. Eccles, *Building Public Trust: The Future of Corporate Reporting*, John Wiley & Sons, Inc., 2002.

²³ The Public Company Task Force, *Report of the Public Company Task Force to the Special Committee on Enhanced Business Reporting*, AICPA, 2004, p.3.

²⁴ Enhanced Business Reporting Consortium, *Business Plan*, 2005

²⁵ 早稲田大学アジア太平洋研究センター (現早稲田大学商学研究科ビジネススクール研究センター) に設置されている知的資本研究会 (法人会員: あずさ監査法人、新日本監査法人、監査法人トーマツ、アクセル株式会社、株式会社アイ・アール・ピー、株式会社ジェネクスパートナーズ) は 2005年より少なくとも年 1 回ニューヨークにおいてワークショップを開き、また EBRC の関係者の来日時には講演会等を開催し、意見交換の機会を重ねてきている。2007年2月に来日した Eccles, R. および同年 11 月に来日した EBRC 諮問委員会委員 Walison, P との意見交換から得られた筆者の感触である。

れているところから汲み取ることもできる。

図表2 EBR フレームワーク バージョン 2.0 (一つの XBRL タクソノミが開発されている)

ビジネス情勢	戦略	資源及びプロセス	業績
ビジネス情勢の要約	企業戦略の要約	資源及びプロセスの要約	業績の要約
経済	ビジョンおよびミッション	資源の形態	GAAPベース指標
業界分析	強み	- 財務資本	GAAP派生指標
技術トレンド	弱み	- 物的資本	業界別指標
政治	機会	- 関係 (社会) 資本	個別企業指標
法律	脅威	- 組織 (構造) 資本	資本市場向け指標
環境	目的および目標	- 人的資本	
社会	企業戦略	主なプロセス	
	単位事業戦略	- ビジョンおよび戦略の策定	
	ビジネス・ポートフォリオ	- 内部資源の管理	
		- 製品・サービスの管理	
		- 外部関係の管理	
		- ガバナンスとリスクの管理	

Robert Eccles の早稲田大学知的資本研究会講演会(2007.2.27)のプレゼンテーション資料“From Financial Reporting to Enhanced Business Reporting”を知的資本研究会の責任で邦訳

事態は EBRC の目論みとさほど大きく異ならないように進んでいると判断できる。その根拠として、一つには、2007年8月にXBRLを活用することにより投資家と発行体との間にインタラクティブな投資情報の授受関係を開設し、同時に投資し決定に資する企業情報を簡明なものしようと設立された「財務報告改善に関する SEC 諮問委員会」に、EBRC を代表して Walison, P が委員として参加したことが挙げられる²⁶。さらに、同委員会の Pozen, R. 委員長名で公表された「検討事項案」の「財務情報の伝達(Delivering Financial Information)」のなかに「情報の Tagging」の項が入れられ、Tagging される「主要業績指標 (KPI: Key Performance Indicators)」については EBRC によって開発されている旨の一文が織り込まれたことも挙げられる²⁷。

【ヨーロッパにおける取組みの概要】ノルウェーを除くと天然資源の豊かさに恵まれず、経済規模も相対的に小さく、かつ最も早く高齢社会となったスウェーデン、デンマークおよびフィンランドの国々が、実は国際的競争力の高さで突出している事実²⁸を、どのように受けとめたらよいのだろうか。この競争力を生み出し支えている要因の一つとして挙げられるものが、マクロ経済の安

²⁶ Immediate Release 2007-154, SEC Chairman Cox Announces Members of Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting, SEC, 2007.8.2.(<http://www.sec.gov/news/press/2007-154.htm>)

²⁷ SEC, Discussion Paper for Consideration by the SEC Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting, Release Nos.33-8836;34-56293;File no.265-24, p.26.

²⁸ Global Competitiveness Index Ranking, *The Global Competitiveness Report 2007-2008*, World Economic Forum, 2007. GCI2007-2008(括弧内はスコア)によれば、デンマーク3位(5.55)、スウェーデン4位(5.54)、フィンランド6位(5.49)となっている。因みに1位はアメリカ(5.67)、日本は8位(5.43)、ノルウェーは16位(5.20)であった。

定成長を持続させるために企業をはじめとした各組織体の管轄下にある Intangibles に着目し、その棚卸しデータにもとづき SWOT 分析を行い、ビジネスモデルの再構築を行うことにより経営の活性化を図ろうとした知的資本経営の実践に他ならない。

Sullivan, P.の調査によると、ナレッジ・マネジメントおよび知的資本の分野における「スウェーデン運動」の創始者は Sveiby, Karl-Erik とされている。Sveiby は、人的資本を測定する必要性を認識した最初の人物であり、これらの無形の資産の会計手続を考案し、自ら経営する会社でこれを実践している。伝統的方式とは異なる従業員の知識と創造性だけで生産を行う組織として急速に増えている知識活用型会社について、そのマネジメント手法として彼が開発した内容を、1986年にスウェーデン語で出版したばかりでなく、ナレッジ・マネジメントを扱った世界で最初の本もスウェーデン語で1990年に出版している。また、1989年には『見えざる貸借対照表(The Invisible Balance Sheet)』と題する著作に Sveiby の研究グループの成果が収められ、知識資本を顧客資本、個人資本および構造資本の3種に分類して測定する一つの理論が提唱された。この方式は、スウェーデンの公開会社の多くで採用され、1993年にはサービス産業スウェーデン協会における年次報告書の推奨標準として採用された²⁹。

このような先駆的な動きを背景にして展開された知的資本経営のなかで、世界的に認められた成功企業がスウェーデンの保険会社スカンディア社であったことは広く知られている。同社は、北欧圏の伝統のある総合保険会社として事業実績を重ね、公開会社として高い評価を受けてきた。しかし、公開会社として常に成長を求められるなかで、事業基盤である北欧の商圏が飽和化することにより成長を持続させることが困難になりつつあった。また、総合保険会社のビジネスモデルをもってアメリカはもとより他のヨーロッパ圏に進出することは、保険が規模の利益が大きく影響する事業であるところから、スカンディア社の体力では適わぬことであった。この閉塞状況を打破したのが、同社が Edvinsson, L の指導を受けて取り組んだ知的資本経営に他ならない³⁰。高齢化が進む人口の多くない社会で営んできた保険事業から得られた知見から、このような社会での保険契約者の関心が生命保険と年金の複合型サービスの提供にあるとみて、これこそが同社の競争優位性になることを確認し、変額年金保険を開発した。その上で、同社が動かせる経営資源の大きさにかんがみ、商品設計と販売戦略立案の二つに資源を重点投入し、資金運用業務や販売活動などは当該分野のリーダー企業に任せるビジネスモデルを固め、この分野でのグローバルリーダーとなった³¹。

次にデンマークにおける知的資本報告の動きを概観しておこう。「デンマーク貿易産業振興評議会(Danish Trade and Industry Development Council)」は、一方でコペンハーゲン経営大学院 Mouritsen, J 教授に依頼した文献研究と予備調査の結果を踏まえ、他方で中小企業を含め知識活用型経営への転換が迫られなか、知識をマネジメント対象にし、知的資本やその他の無形資産を体系的に報告する仕組みが未だ整えられていないことに鑑み、1995年に「知的資本報告書(Intellectual Capital Accounts)」の調査に着手した。プロジェクト責任者 Jensen, H.の他9名から

²⁹ Sullivan, P.H.[2000], p.242.

³⁰ Edvinsson, Leif and Michael S. Malone, *Intellectual Capital: Realizing Your Company's True Value by Finding Its Hidden Brainpower*, HaperBusines, 1997. リーフ・エドヴィンソンおよびマイケル・S・マローン著、高橋透訳『インテレクトゥアル・キャピタル: 企業の知力を測るナレッジ・マネジメントの新財務指標』、日本能率協会マネジメントセンター、1999年。

³¹ ヘンリック・ダンクワード稿「スカンディア社の知的資本経営」、季刊未来経営第8巻、2003年冬季号。なお、このほかにレイフ・エドヴィンソンを含め知的資本経営に関する特集が組まれている。

構成されるタスクフォースが編成され、知的資本について1)それを測定しようとする理由、2)その測定方法、3)知的資本報告の影響、5)その測定システム開発における課題および6)その報告内容の決め方の6項目について、10社を対象にインタビュー形式による調査が行われ、1997年5月に「知的資本報告書 - 知的資本の管理と報告」と題する覚書がまとめられた。これを受けて、翌1998年から3年間にわたるデンマーク知的資本報告書作成実験プロジェクトが開始された。このプロジェクトには最終的にデンマーク籍の18社が参加し、1998年・1999年の2年間について知的資本報告書を作成することになった。このプロジェクトは、報告書の作成にあたり、評価に関し一つの手法や理論を強制するものではなく、参加会社に対し、各社の経営の実相に即した新たなアイデアや実践的な問題解決法に繋がる創造性に富む独自の作成方式と指標を選ぶことを要請していた。1999年5月に最初のものが出されたが、公表された知的資本報告書はその内容においても表示様式においても多様であったが、そのいずれにも共通するところは知的資本報告書が有用で生産的なものであることが確認されたことであった。それらは、各社の知的資本を識別し、それらを有機的に結びつけ、経営に始めて繋げたことであり、いまや現実の生産要素の一つであることを明確にしたことに他ならない。さらに、知的資本報告書は新規雇用、顧客含め外部パートナーとのコミュニケーション手段として役立つことも明らかにした。その後、2000年5月に公表された2回目の知的資本報告書の成果を加えたうえで「知的資本報告書ガイドライン草案」を準備し、広く意見を聴取したうえで、同年11月にデンマーク貿易産業省は「知的資本報告書ガイドライン」を制定した³²。

知識化社会への展開を背景にして北欧で取り組み始められた知的資本報告は、2000年3月23・24の両日にわたり開催された「欧州理事会(European Council)」で採択された「リスボン計画(Lisbon Agenda)」において、グローバルに展開される経済の地域間競争で優位性を確保するための主要戦略の一つとして位置づけられるところとなった。リスボン計画とは、2010年までにEUを「世界の中で最もダイナミックで競争力のある知識化経済を整えて、持続可能な経済成長を通して質の高い職業をより多く創出するとともに、強力な社会的結合をもたらす」地域に発展させるという戦略目標に他ならない。具体的には、ICTの革新を基盤に、市場の活性化と企業競争力の強化を図ることにより完全雇用の実現を目指して、EU圏の地域間格差を解消し、21世紀の第1四半世紀までにアメリカをキャッチアップすることを目論むものである。その具体的手段として、加盟各国は、1)一般的経済背景、2)雇用、3)イノベーションと研究、4)経済改革、5)社会的結合および6)環境の6分野にわたる主要指標14項目³³を定め、毎年の進捗状況について定期報告を行うことが求められるところとなった³⁴。

リスボン計画の戦略目標達成にとって、知識化経済における市場の活性化と企業競争力の強化を図るための新たな経済情報の授受に資するフレームワークの設定が欠かせない。周知のよ

³² Intangible Assets Agendas(<http://www.ll-a.fr/intangibles/projects.htm>), Denmark の項の抄訳。

³³ 購買力基準修正の一人当たりGDP、雇用者当り労働生産性、就業年齢者(15歳～64歳)雇用率、熟年就業者(55歳～64歳)雇用率、GDP対研究開発費比率、上級中等教育以上を修了した若年者(20歳～24歳)比率、最終消費財税込価格の相対的水準、GDP対民間固定資産投資比率、貧困所得層比率、雇用率の地域間格差、長期(12ヶ月以上)失業者率、温室ガス排出削減率、経済のエネルギー効率およびGDP単位当り貨物輸送量の14項目である(<http://ec.europa.eu/eurostat/structuralindicators>。)。

³⁴ Andriessen, D.G. and C.D. Stam, *The Intellectual Capital of the European Union, Measuring the Lisbon Agenda Version 2004*, Centre for Research in Intellectual Capital(INHOLLAND University of Professional Education and de Baak-Management Centre VNO-NCW), 2004.

うに、ICT 革新とは、高速通信技術に支えられたインターネットを介して、情報の発信者と受信者の立場が瞬時に互換するインタラクティブなコミュニケーションが日常化し、しかも授受される情報量が幾何級数的に増大する状況を指している。これに伴い、市場経済の担い手である企業とそのステークホルダーの双方にとって、経営資源の授受と活用におけるウエイトが飛躍的に高まった Intangibles に関し、その新たな認識測定フレームワークの整備を急がなければならなかった。この課題に応じるものとして、EU から「特定社会経済研究(TSER; Targeted Socio-Economic Research)」の一環として資金提供を受け、北欧4国を中核におきつつフランスとスペインを加えて、それらの9つの大学と研究機関から40名余の研究者を集め、1999年11月から2001年5月までの2年7ヶ月にわたり行われたプロジェクトが「イノベーションのマネジメントの理解と改善に向けた Intangibles の測定 (MERITUM; MEASURING INTANGIBLES TO UNDERSTANDING AND IMPROVE INNOVATION MANAGEMENT)」である³⁵。また、その研究成果は、2002年に『Intangibles の管理と報告のガイドライン - 知的資本報告書(Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles - Intellectual Capital Report)』として公表された³⁶。

この MERITUM PROJECT の後を追うように、ヨーロッパ委員会企業局長(European Commission Directorate-General for Enterprise)の主導により、2000年1月に Intangible 型経済に関する「上級専門家グループ(HLGE; High-Level Expert Group)」が設置され、PRISM 行動計画が開始された。PRISM とは、Policy Making, Reporting & Measuring, Intangibles, Skills Development, Management の頭文字を組み合わせた造語であるが、そのロゴ・マークが示すよう Intangibles 型経済における新しい市場志向型社会の形成に深くかかわると考えられる「政策立案」「報告と測定」「無形の見えざる経営資源」「技能開発」「マネジメント」の要因を分光するプリズムの概念に掛けていることは明らかである。PRISM 行動計画は、学界、産業界、投資家および政策立案それぞれの領域において、19世紀の経済環境の下で考案された市場システムが現代の経済的現実に整合できていないことに懸念し、その大幅な改善を促進しようとする人々によって構成される統合的な実践の場を創ることを目指している。このような実践にかかわる事項には、行政レベルにおける意思決定にかかわるもの、経済全般にわたるデータ、測定および伝達システムにかかわるもの、さらには具体的存在のない Intangibles によって左右される度合いが高い企業環境で遭遇する経営課題にかかわるものが含まれている³⁷。

ロンドン市立大学ビジネススクールの名誉フェローであり、ブルッキングス研究所のR&D政策タスクフォースの責任者を務めていた Eustace, C. を代表に迎え、欧米の大学の研究者、コンサルタント、資金運用担当者、会計基準設定機関関係者10名から構成されていた HLGE は、2000年10月に、第1報告書「Intangible 型経済の影響と政策課題: Intangible 型経済に関するヨーロッパ上級専門家グループの報告」を公表した。この報告書は、1) 進行中の経済の変化とそれに対

³⁵ MERITUM PROJECT については、古賀智敏著、前掲書第13章で詳細に紹介されている。また、1) Intangibles の分類、2) マネジメント・コントロール・システム、3) 資本市場および4) ガイドラインの設定の4領域にわたる研究成果は (<http://www.fek.su.se/home/bic/meritum/download/index.htm/>) からダウンロードできる。

³⁶ MERITUM PROJECT, Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles-Intellectual Capital Report, European Union, 2002. ([http://www.urjc.es/innotec/tools/MERITUM%20Annex%201/pdf#search='Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles\(Intellectual Capital Report\)'](http://www.urjc.es/innotec/tools/MERITUM%20Guidelines/pdf#search='Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles(Intellectual Capital Report)'>http://www.urjc.es/innotec/tools/MERITUM%20Guidelines/pdf#search='Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles(Intellectual Capital Report)') および MERITUM PROJECT, Annex 1-3 to Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles-Intellectual Capital Report, European Union, 2002. (<a href=))

³⁷ PRISM Home page の「PRISM について」による (<http://www.euintangibles.net/about/index.htm>) 。

する初歩的な競争環境におかれたままのヨーロッパの会社の反応を扱った「会社の観点」、2) Intangible 投資と経済成果とを関係づける新しい証拠の発見と説明を行う「経済的影響の評価」、3) 国民所得勘定と経済指標、資本市場および管理会計手続の検討を通じて得られた公的統計および会計制度への改善点を扱う「測定と報告の課題」、および4) 政策立案の方向性に関する論理と優先順位に関する「公的政策立案の方向付けに関する課題」から構成されている³⁸。

この第1報告を踏まえて、21世紀経済における Intangibles のマネジメントと測定に関わる諸問題を一層深く理解することを目指し、EU 圏の8つのビジネススクール(Cass Business School - 英国、University of Ferrara - イタリア、Copenhagen Business School - デンマーク、IESE Barcelona - スペイン、TSM Enschede - オランダ、KTH Stockholm - スウェーデン、University College, Cork - アイルランド、Henley Management College - 英国により構成)が共同して取り組んだヨーロッパ主導の学際的な調査研究であるPRISM 行動計画が開始された。R&D、ノウハウ、ソフトウェア、ブランド、特許権等、著作権および組織設計といった Intangibles への投資が競争優位性と経済価値創造の源泉に他ならないとみて、これらの経済資源を効果的に集約する新たなフレームワークと手法を、市場志向的な政策研究のプログラムとして推進したものであった。それは、二つの具体的課題に集約されていた。一つは、未だ概念的レベルにとどまるが、生じつつある新たなビジネスモデルについて一層深い理解を得ることであり、いま一つは現在の組織形成システム、市場システムおよび規制システムにおいて注意を払わなければならない優先領域を識別するための市場運営のあり方に焦点をあてることであった。その調査研究成果は、2003年10月に第2報告「EU 情報社会技術プログラム PRISM 報告2003: 研究調査の知見と政策提言」として公表された³⁹。

PRISM 報告2003の調査研究成果のなかで注目すべき一つのポイントは、21世紀の知識化経済の下で企業活動がかかわりをもってくる経営資源の全体像を、図表2に示されているように体系的に整理したことにある。

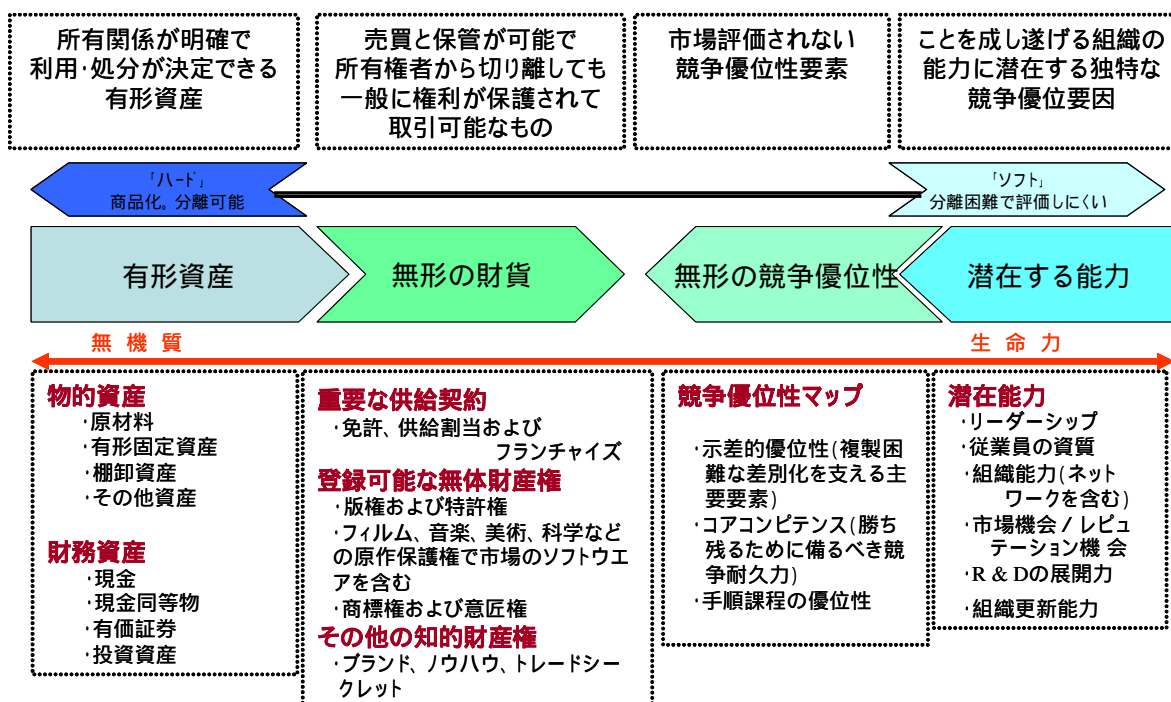
企業の競争優位性と価値創造は、図表2において四つに分類された経営資源、すなわち「有形資産」「無形の財貨」「無形の競争優位性」および「潜在する能力」について、それらの最適な組合せを司ることになる事業リーダーシップとマネジメントのあり方によって左右される、とPRISM 報告2003は結論付けている。この事業リーダーシップとマネジメントの機能は、換言するならば「価値創造ミキサー(The Value Creation Mixer)」とすることができる。事業リーダーシップとマネジメントが経営資源を最適に組合せることができるならば、資本を成長させ、改善された財務成果とレピュテーションをもたらすことになるが、そうでなければ資本を毀損し、財務成果を低下させ、リスクを高めることになる。経営資源の最適組合せを可能にするには、上記の四種類の経営資源が適確に認識され情報化されることが前提とされる。しかし、会計士、銀行員、証券アナリストが依拠する伝統的な会計手法にもとづく企業情報では、「有形資産」と「無形の財産」の一部とが認識測定の対象にされているに過ぎない。21世紀の知識化経済に鑑みれば、いまこ

³⁸ Eustace, Clark, *The Intangible Economy Impact and Policy Issues: Report on the European High Level Expert Group on the Intangible Economy*, European Commission, Enterprise Directorate-General, 2000.

³⁹ Eustace, Clark (Editor), *THE PRISM REPORT 2003: Research Findings and Policy Recommendations*, European Commission Information Society Technologies Programme, 2003. この第2報告を含め一連の研究成果は次のサイトからダウンロードできる。(http://www.euintangibles.net/about/research_results)

そ「無形の財貨」の残りの部分に「無形の競争優位性」と「潜在する能力」とを加えたものを対象にした新たな測定と報告の概念フレームワークと情報化手順を定め、社会的に共有することが必要とされる。この点に関し、PRISM PROJECTに参加した Youngman, R.D.は次のように総括している。

図表3 21世紀企業における経営資源の基本的枠組み



Eustace, Clark (Editor), *THE PRISM REPORT 2003: Research Findings and Policy Recommendations*, European Commission Information Society Technologies Programme, 2003.

「20世紀に、われわれは利益額、投資額および資産生産性に焦点を絞り込むことによって競争優位性を確保してきた。このような形の競争は今でも続けられている。しかし、21世紀の競争勝利者は、革新への能力とその実践能力といった無形の能力およびレビューショナル損失のようなリスクを管理することに益々そのマネジメントの焦点を絞り込むことになろう。われわれは、物的資源と財務資源にかかわる記号表現と管理手法に対象を絞り込み過ぎないようにする必要がある。⁴⁰⁾

【日本における取組みの概要】わが国における知的資産経営への展開に関する政策面での源流には二つのものが認められる⁴¹⁾。一つは、1974年度から通産省産業政策局(その後経済産業省

⁴⁰⁾ Youngman, R. D., Understanding and Measuring Intangibles; A Journey of Learning, *Spectora, the Journal of the Management Consultancies Association*, June 2003.

⁴¹⁾ 知的資産経営を所管する経済産業省知的財産政策室は、政策面とは別に知的資産経営へ繋がる底流として、1) 見えざる資産を競争優位性の源泉として論じた伊丹敬之著『新・経営戦略の理論』、日本経済新聞社、1984年、2) 組織的知識創造プロセスをSECIスパイラルとしてモデル化した野中郁次郎著『知識創造の経営』、日本経済新聞社、1990年、3) マルコム・ポルドリッジ国家品質賞を参考に日本的経営の要素を加味した「日本経営品質賞」の創設(1995年)および4) 経済同友会企業競争力委員会による報告書「顧客価値創造と効率経営による企業競争力の強化」の公表

経済産業政策局が承継)に清水龍瑩教授を主査にする「企業経営力委員会」を設置し、経営環境の変化に適応して企業が成長・発展して行くための経営力を的確に把握するため、従来の財務指標による分析では考慮され得なかったトップマネジメント、組織構造、研究及び技術開発、マーケティングなどの定性要因の果たす役割を財務データと関連させて総合的かつ定量的に評価する「新しい経営力指標」を開発し、「総合経営力指標」として2000年度版まで毎年公表してきたことが挙げられる⁴²。

いま一つは、2002年2月に小泉首相が知的財産の戦略的な保護・活用を国家の目標とする旨の表明を行い、知的財産立国に向けた取組が行われてきたことが挙げられる。それは、長年にわたる平成不況で疲弊した日本の経済活力を再活性化させる新たな切り口として、また中国を含めた発展途上国への企業進出が進むなか日本企業の競争力を護るため、アメリカで成功を収めたプロパテント政策を日本に導入したものである。すなわち、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するための国家像として、「知的財産立国」を位置づけたものである。「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、「ものづくり」に加えて、技術・デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済社会の再活性化を図るといふ国家戦略に他ならない⁴³。この政策目標を実現するために、経済産業省知的財産政策室は、R&D プッシュ型の企業において、これまで事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三つがそれぞれ独立的に展開されがちであったことを見直し、これら三つを「知財経営」へと戦略的に連繫させるとともに、「知的財産報告書」をコミュニケーション手段として作成するガイドラインとして「知的財産情報開示指針」を準備し、「知財経営」にかかわる企業が市場と対話できるようにした。

これら二つの流れを承継して、2005年2月に経済産業省産業構造審議会、新成長政策部会、経営・知的資産小委員会(座長:池島政宏 亜細亜大学教授)が設置され、知識化経済における企業経営のあり方が検討されることになった。そこでは、上で触れた二つの流れの再評価が行われた。まず、池島教授は、自らその作成に深く携わられてきた「総合経営力指標」について、「…これら経営力が知的資産経営(知的資産を活用する力)と呼ばれている。正に“経営者の力量”が問われている。…30年前の総合経営力指標が社会に大きなインパクトを与えられなかったのは、その当時、まだ多くの日本企業がキャッチアップ型の経営をしており、経営者の力量が企業の業績に与える影響が少なかったからである。今やフロントランナーを目指す企業にとって、知的資産経営の良し悪しが企業の将来を大きく左右する」⁴⁴と整理された。また、三位一体の「知財経営」については、それを支える知的財産基本法において「知的財産」の概念は広く捉えられていたが、一般にそれは特許権に代表される「知的財産権」を指すものと受けとめられてきたことが否定できない。したがって、いま取り上げるべき対象とされる「経営力」を、「知的財産」の概念によっては的確に表すことは社会的には難しいと認識せざるをえない、と判断された。さらにまた、

(2004年)を挙げている。(http://www.meti.go.jp/feedback/dwloadfiles/i50613gj.pdf)

⁴² 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室編「平成12年度版総合経営力指標 - 定性要因の定量的評価の試み」、財務省印刷局、2002年による。

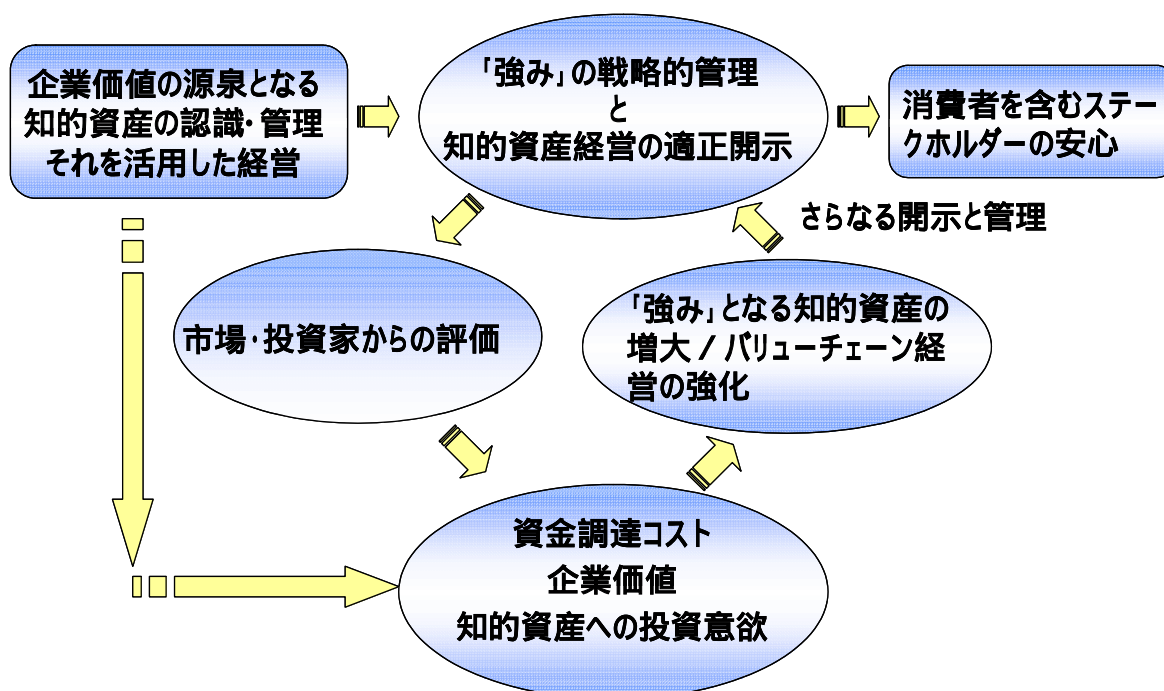
⁴³ 知的財産戦略推進事務局編「日本政府の取組み」による。(http://www.ipr.go.jp/intro2.html)

⁴⁴ 2006年12月8日に開催された知的資産経営国際カンファレンスにおける池島政宏教授の発表資料「総合経営力指標から「知的資産経営」へ - ガバナンスの視点より - 」による。

(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/oced/8th-2/ikejima.pdf)

R&D プッシュ型企業とは事業構造の異なるダイヤモンド・プル型企業が相対的に増えてくるなかで、「経営力」を問うにあたっては、「知的財産」を包含しつつもそれよりも概念的広がりを持つ「知的資産」を用いることが適切であると考えられた。そこで、同小委員会では、知的資産経営を「企業が自ら保有する固有の知的資産(及びその組合せによるバリューチェーン)を認識し、それを管理・活用して中期的に持続的な利益を確保する経営」と定義し、図表4にまとめられた知的資産経営の好循環を実現させる仕組みを整備することとなった⁴⁵。

図表4 知的資産経営の好循環



好循環の実現による競争力強化 持続的経済成長 国富の増大 国際的な経済発展

まず、産業人、金融・資本市場関係者、監査法人およびアカデミシャンから構成される経営・知的資産小委員会において2005年2月から6月にかけて行われた5回の集中審議を通じ、経営のあり方、企業等の組織体価値の捉え方、その源泉となる知的資産の概念を明確にするとともに、その管理や評価、開示のあり方などについて検討を重ね、その結果を同年8月に「中間報告書」として公表した。「中間報告書」における概念的整理を踏まえ、知的資産経営に携わる企業内外の関係者のコミュニケーション基盤を整備する出発点として、経済産業省は同年10月に「知的資産経営の開示ガイドライン」を作成した。それは、知的資産経営報告を作成する企業(経営者)とその評価者双方への参考指針として活用することが期待されるものであり、知的資産経営を実践する前提となり、その成否の鍵となるものに他ならない。ガイドラインの特徴としては、(1)経営者のビジョンを実現する経営方針をわかりやすいストーリーで示すことを促し、そのあらすじを示

⁴⁵ 経済産業省知的財産政策室「知的資産と企業経営」、2005年。
(<http://www.meti.go.jp/feedback/dwloadfiles/i50613gj.pdf>)

したこと、(2)その信憑性を高めるため、ストーリー中に裏付け指標を入れるやり方を提示したこと、(3)裏付けとして使われる指標の目安として 35 種類の指標を例示したこと、および(4)評価側の誤解による混乱を避けるため評価側にも指針を示したこと、の4点が挙げられる⁴⁶。

「中間報告書」および「知的資産経営の開示ガイドライン」については、その活用者として公開会社を含む相対的に規模の大きい企業が想定されていた。ただ、業況が低迷を続けるなかで方向感覚を失いかけていた日本の産業界を改めて活性化させるためには、中小企業にこそ知的資産経営を普及させることが不可欠との観点から、独立行政法人「中小企業基盤整備機構」に中小企業知的資産経営研究会が組織され、中小企業の知的資産経営について検討が行われた。(1)知的資産経営の取組み方、(2)金融機関、従業員、取引先等のステークホルダーとの情報共有、(3)知的資産経営の普及策・支援策等についての検討結果は、2006年3月に「中小企業知的資産経営研究会 中間報告書」にまとめられた。同時に、その概要について中小企業経営関係者への啓蒙を図るため「知的資産経営リーフレット」が公表された。その上で、中小企業の経営者・従業員およびその関係者が、その成長・発展の原動力であり、かつ価値の源泉である知的資産について、それぞれがこれを明確に認識し、意識的に活用して経営に取り組み持続的な成長を図れるようにする具体的な手引きとして、知識編・実践編・モデル企業事例編・巻末の4部で構成された「中小企業のための知的資産経営マニュアル」が作成され、関係者へ配布されている⁴⁷。

2005年10月に、公開会社である株式会社オールアバウトによって独立報告書として「知的資産経営報告書」が、同じく日本政策投資銀行によって「社会環境・知的資産経営報告」が、さらに同年12月にネオケミア株式会社により中小企業として最初の「知的資産経営報告」が公表されて以来、2007年11月までに累計29社から独立報告書あるいはアニュアルレポートや経営報告書への組み込みなどの形で知的資産経営報告が公表されている。年次別では、2005年3社、2006年15社、2007年16社から知的資産経営報告が行われている⁴⁸。また、これらの知的資産経営報告の公表事例を踏まえつつ、わが国における企業情報の制度開示および任意開示において知的資産経営の情報化がどのように扱われているのかの実態を分析するとともに、知的資産経営に対する企業評価者(アナリスト、投資家など)の視点を整理分析し、どのような情報をいかなるスタイルで開示すれば、ステークホルダーへ知的資産経営の状況をより良く伝えることができるのかを提示した調査報告書が2007年3月に公表されている⁴⁹。

【国際機関における取組の概要】 先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1)経済成長、2)貿易自由化、3)途上国支援に貢献することを目的にして設立されている「経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)」は、20世紀における経済成長の基本モデルであった工業化経済によつては持続的成長を維持できなくなることを早くから察

⁴⁶ 関係資料は経済産業省のホームページからダウンロードできる。「中間報告書」および「知的資産経営の開示ガイドライン」については、(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html)および経営・知的資産小委員会の第1回から第5回の審議内容については (http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/shingikai.html)。

⁴⁷ 中小企業関係の一連の資料についても経済産業省のホームページからダウンロードできる。
(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/gudeline.html)

⁴⁸ これまでに公表された知的資産経営報告は総て経済産業省のホームページから閲覧できる。
(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/jirei.html)

⁴⁹ 経済産業省知的財産政策室『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査 - 「強み」の開示とステークホルダーとの対話』、2007年、(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html)

知していた⁵⁰。

このような背景のもと、2004年5月に開催された OECD 閣僚理事会において、「人口動態の変化(高齢化)と経済成長」のテーマに関し、中川経済産業大臣(当時)は、イギリス、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランドと共同で、高齢化に対応しながら持続的な経済成長を確保する観点から、「価値創造、成長および経済的成果に果たす知的資産の役割」プロジェクトの立ち上げを提案した。そのポイントは、1)高齢化の中で持続的な経済成長を実現するためには、人材や技術などの「知的資産」を活用した新たな市場や雇用の創出が重要であり、2)そのためには、「知的資産」の評価・開示の仕組みや新しい企業像に見合う政策支援のあり方に関し、国際的経済インフラとしての共同体制を整備する必要があり、その調査研究に取り組むことが必要である、とするものであった。この提案は、共同提案国以外の国からも支持を得た閣僚理事会における議論を踏まえ、「本プロジェクトに取り組むことに関する検討を OECD 事務局が開始するよう」議長総括に盛り込まれた。同事務局は、検討の結果、科学技術産業政策局(田中伸男局長)の下で、産業・事業環境委員会(CIBT: Committee on Industry and Business Environment)と科学・技術政策委員会(CSTP :Committee for Science and Technology Policy)の共同開催により「事業業績と知的資本(Business Performance and Intellectual Capital)」のフォーラムを同年10月6日に OECD 本部において開催したうえで、2005年から2年間にわたる科学技術産業政策局、教育政策局および財務企業政策局が関わるこの研究プロジェクトに着手した。その調査研究の成果は、2006年に『知的資産による価値創造』として報告された。

この報告では、1)1990年代後半のマクロ経済データに照らして、R&D、人的資本およびソフトウェアといった知的資産が経済成長に大きく貢献しているとの先行研究の成果を追認し、2)知的資産データを GDP のような経済活動の測定値に含めることが経済成長、生産性および循環的発展に関する正確な描写にとって重要なことを確認したうえで、しかし3)知的資産の測定という極めて困難な問題を国民所得計算システムに持ち込まなければならないという課題に直面することを指摘している。この測定の困難さは、知的資産が常に個別に識別できるものではなく、相補的で複雑に絡み合っていることに起因しており、それが知的資産の経済成果への全体的貢献を正確に描写することを阻害していることに留意しつつ、知的資産の測定につなげる道筋を次のように見出そうとしている。一つは、知的資産からの価値創造はそのマネジメント能力に依存しているところから、知的資産のマネジメント体系を整えることであり、いま一つは、資本市場の効率性を確保することにより経営の執行と監督を規律づけるためには、伝統的な会計情報では開示できない知的資産に関する非財務情報の必要かつ十分な提供を行うこと、としている。そこに向けた加盟各国政府の政策課題として、人的資本の発達を促す投資を行うこと、知的資産に関する知識の普及を図り、その開発を促進すること、および 公開会社の開示基準と開示手法を改善することの 3 点を提案した⁵¹。なお、この OECD プロジェクトの報告内容は、上述の経

⁵⁰ 関連する主な研究調査報告としては次のものが挙げられる。

- 1) OECD が1999年にアムステルダムで開催したシンポジウム「Intangible 投資の測定に関する OECD の役割」では15のプレゼンテーションが行われた。企業情報開示に関するものとして次の3点が挙げられる。Vickery, Graham and Gregory Wurzburg, *The Challenge of Measuring Change in Enterprises*, Mavrillac, Sara and Tony Siesfeld, *Measures that Matter: An Exploratory Investigation of Investors' Information Needs and Value Priorities*, および Lev, Baruch and Paul Zarowin, *The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend Them*,
- 2) Final Report on the OECD Growth Project, *The New Economy: Beyond the Hype*, Meeting of the OECD Council at Ministerial Level, 2001.

⁵¹ Meeting of the OECD Council at Ministerial Level, *Creating from Intellectual Assets*, OECD, 2006. なお、これに関連

営・知的資産小委員会が取り組みはじめた知的資産経営報告の提案を国際的に認知させることに繋がったと考えられる。

この小論では、これまでに開催されてきた数多くの知的資本 / 知的資産を主題にした国際会議については、国際連合経済産業局統計部が2006年7月13・14の両日にわたって開催した「知的資産の創造、認識および評価に関するセミナー」に触れることだけに止めたい。このセミナーは、設定されたテーマから明らかなように、企業および経済双方の成長における知的資産の測定と役割に焦点を当てるものであるが、同時に「1993年国民所得計算システム」のようなマクロ経済計算における企業実務、会計基準および統計基準の最近の展開に関する情報を共有する国際的仕組みを整備する最初の取り組みと位置づけられてもいた。その構成は、R&D および知的資産が経済発展と資本市場における企業評価に及ぼす質的・量的影響の大きさに関して、ニューヨーク大学 Stern 経営大学院教授 Lev, B. が基調講演として示した見解を受けたて、「R&D および知的資産と経済成長」「R&D および知的資産に関する企業会計基準と会社報告実務」および「R&D および知的資産の測定と評価」の三つのセッションで13件の報告が行われた。展開された議論は、基本的には、これまでの OECD の調査研究を再確認するものであったが、R&D を国民所得計算における資本形成要素として認識しようとするのを、知的資産を広く認識することに繋げる第一歩と確認したところにこのセミナーの特徴が認められる⁵²。

4. 経営資源の認識・伝達体系試論

知識化経済のもと企業活動におけるバリュードライバーとしてのウエイトがますます高くなってきている Intangibles について、その存在を経営内部で企業活動に参与している人々でさえ、客観的に捉える仕組みを十分に整えておらず、認識を共有する基盤は備えられていない。まして、既に見たように、原価主義会計から時価ベース会計へと経営環境の変化に適応して評価基礎を変貌させたとしても、財務会計の認識測定の基本的枠組みでは、ごく一部の Intangibles を除くと、投資家をはじめとする外部のステークホルダーに重要なバリュードライバーを伝えることができないことは明らかである。過去およそ20年の間に、前章で概観したように、この事実が世界的に確認されるにつれ、意欲的な企業はそれぞれにこの問題解決に実践面から挑戦し、また世界的な調査研究機関、コンサルティング事務所あるいは会計事務所などが Intangibles の認識測定の理論化とスキル開発を試みてきている。しかし、知識化社会における当事者間の適切なコミュニケーションを図るという視点からみると、それらにはなお幾つかの課題が残されているといわざるを得ない。ここでは、若干の論点について私見を述べることにしたい。

まず、試論を行うための前提を、自明のことも含め、次のように確認しておくことにしたい。

前提1: 検討の対象は「経済資源 (Economic Resources)」を組み合わせる新たな経済資源を産み出す企業の価値創造活動におかれる。

前提2: 価値創造活動に用いられる経済資源は、「有形資源 (Tangibles)」と「無形資源 (Intangibles)」に類型化され、その経済的効益が特定の経済主体に帰属することが

する報告書として、Bismuth, Annabel, Intellectual Assets and Value Creation: Implications for Corporate Reporting, OECD, 2006 がある。

⁵² このセミナーに関する一連の資料は経済産業省のホームページからダウンロードできる。
(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html)

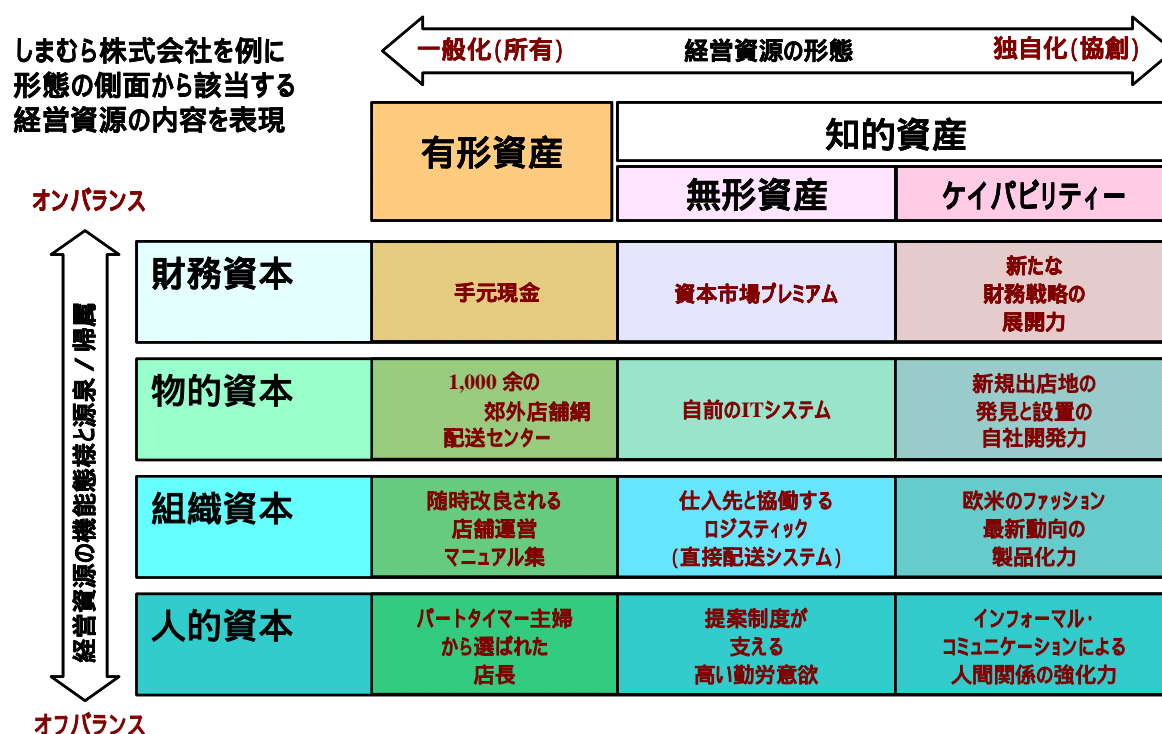
明らかなものが認識の対象とされ、その属性に応じて記号化と情報化が行われる。なお、特定の経済主体に帰属するものとして認識された経済資源は「経営資源 (Firm Resources)」と呼ぶ。

- 前提3: 経営資源を直接的に記号化する手法は、定量的測定と定性的記述に大別される。定量的測定については、市場取引の対象になりうるものに適用される貨幣尺度測定とそれ以外に適用される物量尺度測定に分けられる。定性的記述は、関係者間に共通する測定尺度がないときに、認識された対象の属性や特質などを表し、他のものと区別しその存在を表現するために用いる手法である。定性的記述については、定量的測定を加工して作成される「主要業績指標 (KPI: Key Performance Indicator)」を用いて、代位測定し情報化することが行われる。
- 前提4: 考察の焦点が Intangibles に当てられるとしても、価値創造活動自体は貨幣経済社会において営まれている。価値創造活動の過程にあって価値創造を支える Intangibles の多くは貨幣尺度測定になじまないが、しかし創造された価値は究極的にはキャッシュフローとして実現する。したがって、現在認識されている Intangibles を将来のキャッシュフローに結びつけることが、企業の価値創造活動を適確に捉えるために必要となる。
- 前提5: 定量的測定と定性的記述として認識されたものは、他者の利用に向けて情報化される。貨幣尺度測定されたものを財務情報とし、物量尺度測定のもの定性的記述のものを合わせて非財務情報とする。
- 前提6: 企業における財務情報は、複式簿記にもとづく企業会計の原則と手続が適用される財務会計によって調製される。財務会計は、主要な役割として、処分可能利益情報の提供が担われている結果、その財務情報は実績計算となり、価値創造活動との関連では遅行指標となる。一方、非財務情報は財務会計の制約をうけないところから、価値創造活動との関連では先行指標となりうる。
- 前提7: 企業会計によって作成される財務諸表においては、企業活動に關与するステークホルダーの中にあつて、会計主体として最終的なリスクを負担する所有主を想定し、その持分の貸借対照表日の有高と期間的増減を算定する「所有主理論」が採られている。これに対し、経営資源を投入し、その価値創造プロセスを跡付け、成果として新たに産出される企業活動を、財務情報のみならず非財務情報を加えて体系的に捉え、その活動に關与するあらゆるステークホルダーに伝達しようとするならば、いわゆる「企業体理論」的な企業観に立つ360°開示を志向することになる。その場合、關与するステークホルダーが当該企業の活動に与えているコミットメント(ステークホルダーが關与にあたって抱いている期待分と關与に対する保障分との差分)について、それらを一定の測定尺度で評価し、広い意味で出資をしていると考えることになる。

【Intangibles を表現する基本概念】 最初に取り上げるべき論点は、Intangibles を表現する基本概念をどのように整理するかである。前節の「事業報告における Intangibles の扱い」において紹介したところをみても、「知的資本(Intellectual Capital)」「知的資産(Intellectual Assets)」「ナレッジ資本(Knowledge Capital)」「ナレッジ資産(Knowledge Assets)」「無形資産(Intangible

Assets)」「知的財産(Intellectual Property)」などの概念が認められる。使われている概念が多様であるばかりでなく、さらに同じ概念を用いてもその意味するところが異なることが少なくない。例えば、古くから使われている Intangible Assets についてみれば、一般的には貸借対照表に記載される「無形固定資産」を指すものとして使われているが、本稿で用いている「無形の目に見えない資源」を表す Intangibles と同義に使われることもあり⁵³、その限りでは「知的資本」「知的資本」「ナレッジ資本」「ナレッジ資産」の概念と互換性を持つことにもなる。この試論では、「経営資源」の分類に関連付けてこれらの概念を図表5のように整理している。

図表5 経営資源の類型化:組織の資産×組織の資本



図表5に示されたような経営資源の類型化に行き着く切掛けは、知的資産経営の成功事例を探すなかで有名な「ファッションセンターしまむら」を運営する、しまむら株式会社の代表取締役藤原秀次郎社長(現 代表取締役会長)にインタビューしたことにある。

そもそも、Intangibles を活用して持続的成長を実現するものとして、日本に最初に紹介された企業経営モデルは、株式会社アクセルが IC Rating®として導入したものである。それは、Edvinsson, L.の指導により開発された Skandia Navigator であり、組織構造資本、人的資本、関係構造資本から構成される「知的資本」の概念を用いていた。その後、『通商白書2004』を経て経済産業省に経営・知的資産省委員会が設置され、OECD の「知的資産と価値創造」プロジェクトに展開する段階では、「知的資産」の概念が用いられることになった。いずれにも関与してきた

⁵³ その代表例は Sveiby, K. E. の Intangible Assets Monitor Framework に見ることができる。
(<http://www.sveiby.com/portals/0/articles/emergingstandard.html>)

筆者としては、この二つの概念の存在は悩ましい問題であった。問われれば、まずは「経営学や経済学では、会計学と異なり、資産と資本の概念は区別されることなく互換的に使われている」とお茶を濁してみても、必ず「いずれの概念を用いることが適切なのか」と追い討ちをかけられ、閉口せざるをえなかった。いずれにせよ、「知的資本」と「知的資産」のいずれかの概念に統一すべきか、それとも両概念を並存させる必要があるのか、この問題に決着をつけなければならなかった。

藤原会長のインタビューを通じて、Intangibles について「知的資本」と「知的資産」の二つを併用させる必要があることを教えられた。すなわち、自社の経営資源のなかに競争優位性を見出し、それらを組み合わせて企業価値を創造するビジネスモデルにまとめ、他者の参入への障壁を構築して持続的に財務的成果をあげていく経営のプロセスを的確に表現するためには、同社の経営資源について、一つにはその形態の側面、いま一つはその機能態様ないし源泉／帰属の側面という2面から取り組む必要があることに気づいた。

すなわち、一つは、事業活動において各階層の担当者が現場で日々それぞれが担って取り組んでいるマネジメントに関し、その対象を一元的に表せないことが無用な混乱の原因になりかねないことへの配慮である。管理部門においては、とりわけ財務部門にとってはマネジメント対象を知的資本と表現することに違和感はないであろう。しかし、購買・加工・製造・物流・販売といった直接生産の領域では、マネジメント対象を知的資産と表現することのほうが抵抗感無く受け入れられると考えられる。また、このことに関連しては、前提7で触れているように知識化経済においては、企業活動の成否を左右するものとして、所有権を基礎においた支配・統制の概念よりも、活動に関連するステークホルダーとの協働を通しての創発の概念が重視されるようになることに目を向けておく必要がある。したがって、事業活動の現場における第一次的なマネジメント対象が知的資産であったとしても、当該知的資産にはどのようなステークホルダーが関連しているかを表す概念として知的資本を準備し、経営執行層だけでなく各現場においてもこの点を認識する意識を涵養することが必要になってくるからに他ならない。

いま一つは、Intangibles の記号化・情報化にあたって、既存のシステムとの親和性を保つようにしなければ、企業活動に新たな負担を強いることに、どのように配慮するのかの問題である。すなわち、上記の前提4の要請に応えようとするならば、創造された価値が究極的にキャッシュフローとして実現するとき、その事実は伝統的な企業会計の手法により作成される財務情報として表現される。したがって、将来のキャッシュフローを生み出す価値の源泉として現在認識されている Intangibles を非財務情報として表現するにあたって、できる限り財務会計における記号化のスキームと整合させておくことが望ましい。周知のように、財務会計は、複式簿記にもとづき、経営資源のストックについて〈資産vs負債・純資産〉として、また経営資源の投入・産出のフローについては〈収益vs費用〉という貸借二面の関係でオンバランス項目として表現している。したがって、財務的に捉えることができずオフバランス項目とせざるを得ない Intangibles についても、それと同型のものとして体系化することを試みることであり、つまり、経営資源の形態に着目する「知的資産」と経営資源の機能態様と源泉／帰属関係に着目する「知的資本」⁵⁴の2面関係によ

⁵⁴伝統的な財務会計におけるストック項目との同型性を厳密に問うならば、「オフバランス知的資産」vs「オフバランス知的負債」・「オフバランス知的純資産」という構造として示されることになる。この点については詳細に論ずる必要があるが、この小論では、オフバランス知的負債(確認されたオフバランス知的資産を将来において減少させなければならない経済的効益の犠牲)をオフバランス期限付資本として、また差額概念であるオフバランス知的純資産についてオフバ

って企業の支配下にある経営資源を記号化し、情報化することが必要と考えられる⁵⁵。

横軸に示す経営資源の形態の側面に関しては、図表 5 では直接には表現されていないが、述べるまでもなくその全体を表す概念は「資産」に他ならない。この資産を、「有形資産(Tangible Assets)」と「知的資産(Intellectual Assets)」とに分類している。この知的資産の概念については、この小論においては Intangibles の概念と互換するものとしている。その上で、知的資産を「無形資産(Intangible Assets)」と「ケイパビリティ(Capabilities)」とに再分類している。両者は、「将来の事業活動へ貢献し、バリューチェーンを構成していく経済的効益であり、ストックとしてのその存在を経験的に確認できるもの」という見えざる資産の属性を備えている点では共通するが、次の2点で違いが認められる。

- 1) 「その存在を経験的に確認」する方法において相違があると考えられる。すなわち、無形資産については、無体財産権に典型が認められるように、その存在が当事者以外の第三者によっても確認できる客観性を備えている。これに対し、ケイパビリティについては、その存在が当事者においては認められていても、必ずしも第三者によって確認されるとは限らない。
- 2) 両者の価値創造活動における機能の仕方に相違がある。無形資産は、どちらかと言えば静態的概念であり、価値創造の潜在力を備えていてもそれ自体では価値創造に繋がっていない。他方、ケイパビリティは、動態的概念であり、資産に潜在する価値創造能力を引き出し、価値実現に繋げていく能力に他ならない。

縦軸に示す「資本」については、試論では経営資源の価値創造活動への機能態様、ないし当該資源がもたらされてきた源泉関係とそのステークホルダーへの帰属関係に着目して、「財務資本(Financial Capital)」、「物的資本(Physical Capital)」、「組織資本(Organizational Capital)」および「人的資本(Human Capital)」に分けられている。そのうちの組織資本と人的資本が「知的資本」に該当する。それぞれの概要は次の通りである。

財務資本: 貨幣経済社会で他者と取引を行うに欠かせない金銭的資源であり、最適規模の手許現金、資金調達手法、余資運用手法、資金調達源泉、資金調達・運用における有利条件、環境変化に適應する財務戦略の展開力などから構成される。

物的資本: 価値創造に必要な物的キャパシティーであり、立地場所、使用する工場や施設、ITを含めた物理的技術、必要な経営資源へのアクセス容易性、およびこれら物的キャパシティーに関し組織に潜在する可能性の開発力などから構成される。

組織資本: 個々別々に展開され勝ちの価値創造活動を規律し秩序立てるもので、組織の価値観とカルチャー、管理・運営の諸規程やマニュアル、ステークホルダーとの優位な関係、事業の方向付けと計画立案力などから構成される。

人的資本: 財務資本、物的資本、組織資本をつなぎ合わせ、環境変化へ適應しながら持続的に価値創造を実践することにコミットする人材資源であり、経営執行者の経営力、従業員の勤労意欲、組織の人間関係、環境変化への適應力の育成プログラム、人材の能

ランス永久資本として位置づけることにより、両者を知的資本の概念で括れることを指摘するとどめたい。

⁵⁵見えざる経営資源を2面的にマトリクスとして説明する見解として、Andriessen, D.G. and C.D. Stam による Intellectual Capital Monitor がある。そこでは、横軸に知的資本をおき「人的資本」、「組織資本」および「関係資本」の3範疇に分けた上で、これらの知的資本が過去、現在、将来のいずれの時制の事業展開に価値を与え差異をもたらすのかの視点から、縦軸として現在の「資産」、将来の「投資」そして過去の「結果」の範疇を設けて、3×3のマトリクスが提案されている。Andriessen, D.G. and C.D. Stam, *The Intellectual Capital of the European Union-Measuring the Lisbon Agenda, Version 2004*, Centre for Research in Intellectual Capital, 2004, pp.10-11.

力開発プログラムなどから構成される。

なお、知的資本の内容については、Skandia Navigator⁵⁶ や Andriessen, D.G. and C.D. Stam などに見られるように「組織資本」「人的資本」「関係資本」の三つによって構成するという見解が一般的である。知的資本経営あるいは知的資産経営においては 360° のステークホルダーとの適切な関係形成が重要であり、その点を強調することに異論はない。しかし、例えば関係資本を構成する顧客との関係で形成されると見ているブランドについてみると、私見では、その本質は顧客が企業から提供される特定の商品やサービスに抱く優位性の期待意識に他ならず、その段階では顧客の意識変化次第では未だ現在抱かれている期待意識が当該企業に帰属しているとは言い難い。仮に、それがブランド論でいうブランド・エクイティーを形成する段階になり、顧客の抱く優位性の期待意識が当該企業に固定化されたときには、それを関係資本として独立させるよりも、むしろ組織資本とすることの方が自然だと考えられる。サプライヤーなどとの関係で形成される優位取引条件についても、これと同様に捉えることが妥当であろう⁵⁶。

【知的資産 / 知的資本の記号化】上掲の前提 2 ~ 4 として示したことに関連するが、オフバランス項目である Intangibles を記号化することは、処分可能利益を計算するためではなく、将来の企業価値を創造する要素の存在を確認し、将来の価値形成プロセスを想定するためであるから、貨幣額による統一的測定が行われてなければならないということではない。換言すれば、知的資産および知的資本について、貨幣尺度測定が合理的に行えるならば、それが望ましいことは述べるまでもない。ただ、一般にそれが困難なものも少なくないところから、知的資産と知的資本の情報は、当面は、貨幣尺度測定された財務情報に加え、非貨幣的な定量的測定および定性的記述によって構成されることになる。

多くの Intangibles については、現段階では合理的な価格形成が行われる市場を見出すことは難しい。しかし、それが活用されて価値創造がいずれ実現した段階ではキャッシュフローに結びつくことに照らすならば、その貨幣的測定は、本来ならば当該キャッシュフローの「割引現在価値 (DCF; Discounted Cash Flow)」を直接的に算定すべきであろう。しかし、特定の価値創造の実現プロセスにいかなる Intangibles がどのように関与したかが解明され、客観化されるまでは、当該キャッシュフローの DCF を関与した個々の Intangibles に振り分けることはできない。したがって、その間は、財務会計で既に別目的から使用されている貨幣的測定をもって代位測定することを試みることにならざるを得ない。なお、その場合に、貨幣的測定の対象の間で異なる時制の貨幣尺度が併用され、それらが混在することが生じることが想定される。しかし、この問題については、現在の貸借対照表のオンバランス項目においても生じていることと同等のものと考えておけば十分であろう。

また、知的資本は、知的資産と知的負債との差額である知的純資産に他ならないが、それを調達源泉に結び付けて整理しておく必要がある。知的資本の調達源泉は、経営者、従業員、サプライヤー、顧客、地域住民などのステークホルダーからの「金銭によらざる経営資源の拠出」、すなわち労務出資、信用出資、現物出資に相当するものと、将来利益の潜在的留保分によって構成されていると考えられる。

⁵⁶ 知的資本が人的資本および「構造資本 (Structural Capital)」の二つから構成され、ステークホルダーとの関係形成は構造資本の構成要素の一つとする見解もある。Roos, J., G. Roos, L. Edvionsson and N.C. Dragonetti, *Intellectual Capital-Navigating in the New Business Landscape*, New York University Press, 1998, pp.42-46.

知的資産 / 知的資本について、代表的な事項について両者の関係をみてみると、次のように整理することができる。なお、この説明においては、**は「知的資産の内容と類型」、**は「知的資本の類型と調達源泉」、および**は「記号化と評価の手法」を表している。******

(自己開発の特許およびノウハウのような自己開発無体財産)

無形資産、 将来利益の潜在留保分で評価される物的資本

自己開発の特許およびノウハウなどの自己開発無体財産が将来もたらすと見込まれるキャッシュフローのDCF評価額と当該自己開発への投資額との差額が将来利益の潜在留保分として加減される。将来キャッシュフローが合理的に求められないときは、自己開発投資額を開発特許ないしノウハウの有効期間に繰延処理したときの未償却残高を持って代替させる。

(経営執行者の経営力)

無形資産・ケイパビリティ、 役員報酬分との差額を労務出資と見る人的資本

経営者に期待される経営判断力や統率力といった能力の潜在部分について、将来それが顕在化し期待される利益に結実することを条件にして、成功報酬としてストックオプションが付与されることに照らせば、ストックオプション付与額が適確な指標といえる。役員報酬を経営者の人的資源の尺度とすることもできる。

(中途採用時の従業員の勤労能力)

無形資産・ケイパビリティ、 従業員給与分との差額を労務出資と見る人的資本

従業員のうち中途採用者については、基本的には、経営者と同様に位置づけられストックオプション付与額が基本指標となる。学卒者の場合には、ストックオプションが付与されたと想定することになるが、それに代えて退職給与制度の確定給付計算額を使うことも考えられる。

(採用後訓練による従業員の能力向上)

無形資産・ケイパビリティ、 将来利益の潜在留保分による人的資本

モラルの高まりやスキルの向上などにより生じる原価節約や競争力の上昇がもたらす将来利益のDCFを計算することが原則であるが、簡便法として教育訓練投資額を尺度とすることもできる。

(ITシステムの設計・運用能力)

無形資産・ケイパビリティ、 将来利益の潜在留保分による物的資本

ITシステムをはじめ組織を合理的に運営する仕組みや規程などについては、自己開発無体財産の評価に準じて、収益的支出処理の資本化ないしは将来キャッシュフローのDCFをもって測定する。

(サプライヤーとの関係形成力)

無形資産、 標準取引価格と供与された有利価格との差額相当についてブランドエクイティーが現物出資された組織資本

納入業者となることから得られる信用あるいは将来の取引拡大への期待などを根拠に、標準取引価格より有利な価格による納入が行われることによる原価節約額の期間差額合計を測定尺度とする。

(顧客との関係形成力)

無形資産、 同等品ないし同等サービスの市場価格と当該企業に保障された有利価

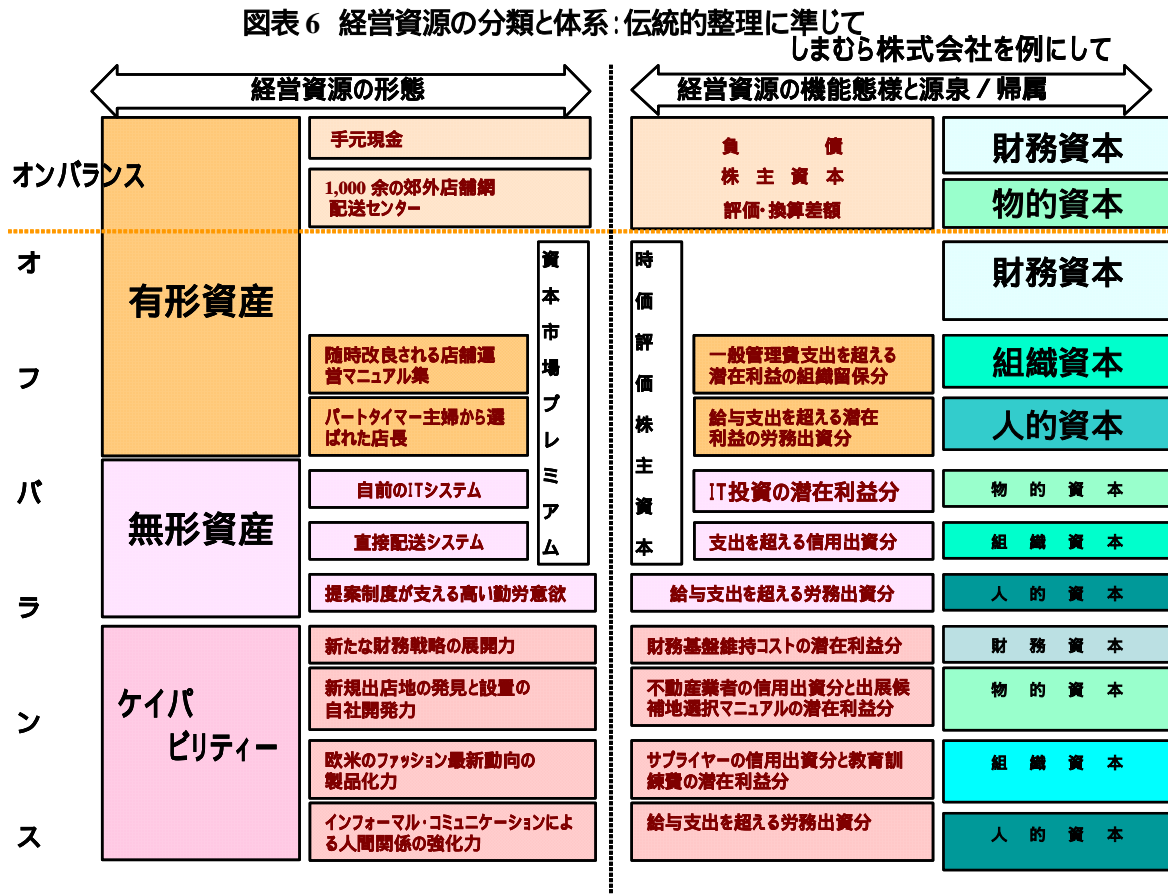
格との差額相当についてブランドエクイティーが現物出資された組織資本
顧客の脳裏に刻み込まれているプロダクト・ブランド/サービス・ブランドから生み出される超過収益分の期間差額合計を測定尺度とする。

(金融機関との関係形成力)

無形資産、 基準金利よりも有利な金利での融資が保障された場合の差額相当について信用出資された財務資本

取引実績、担保力、社旗貢献度などを根拠に保障される支払利息節約分の期間差額合計を測定尺度とする。

この知的資産と知的資本の2面関係を、しまむら株式会社について整理したものを参考までに図表6として掲げておきたい。図表5においては、知的資産と知的資本の2面関係の構成を示していたが、該当事例として示されていた事項は資産の視点で記述することにとどまっていた。図表6では、該当事項について知的資本の側面からの記述を補っている。



【知的資産経営報告の体系; 財務報告と非財務報告の関係】筆者は、経済産業省知的財産政策室が 07 年に公表した報告書において、『「透明性のない国、日本」は本当なのか。この問いかけに対する答えは、Yes と No が相半ばすることになる。世界でもっとも多様・多様で、質的にも高いレベルの企業情報を開示している国、という点では答えは Yes ということになる。……(しかし、) Form 10K と Annual Report の開示が基本のアメリカと比べると、明らかに開示過多の傾向

となっていることは否定できない。多い企業では10種を超えるものを複数年度にわたりホームページで開示しており、明らかに投資家をはじめステークホルダーの平均的な情報処理能力を超えた状態におかれている。つまり、その開示状況は“情報ではなく雑音”に他ならず、その点で答えは No といわざるを得ない。……企業情報の利用に関する知識やスキルを十分に備えていない一般の情報利用者にとっては、どこから、どのように利用し始めたらよいのか、また開示されている各種情報の相互関係がどのようになっているか、などについて基本的な手がかりが与えられない状況に置かれる限り、それは“情報ではなく雑音”にすぎないことになる。この膨大な情報を活かした企業情報のデータベースにするための工夫が必要である。⁵⁷と指摘した。その上で、「透明性のない国、日本」「開示後進国、日本」と揶揄されながら、資本市場関係者の指導のもと企業の開示担当者が積み上げてきた各種開示情報を活かしながら、知識化経済に即した新たな企業情報開示の枠組みに組みなおす鍵が、「定期的財務報告とビジネスサイクル報告との連繫」にあることを、次のように指摘した。長文にわたるが、引用すると共に、この考えを図解したものを図表7として掲げておく。

「ゴーイングコンサーンを対象とする制度開示では、1年間を大枠にして半年あるいは四半期のいずれであれ、財務報告を含め企業情報の開示は定期報告として行なわれてきた。そのため、この報告期間と企業が営む事業活動のビジネスサイクルの期間とは、一致しないことが一般的となっている。その結果、直近の損益計算書で報告される収益は、その期間に会計的に計上されたものではあるが、必ずしもその期間の生産活動を反映するとは限らないことになる。また、算定された当期の利益がどの時点の意思決定によってもたらされたものかも、現在の財務諸表では捉えることができない。このような視点から、定期的財務報告を当該企業が営む事業のビジネスサイクルと結びつけて、企業活動に関するステークホルダーの適確な認識を形成させようとする試みは、制度開示および任意開示には欠如している。その意識は、中期経営計画の説明資料の中にかろうじて汲み取ることができるにすぎない。

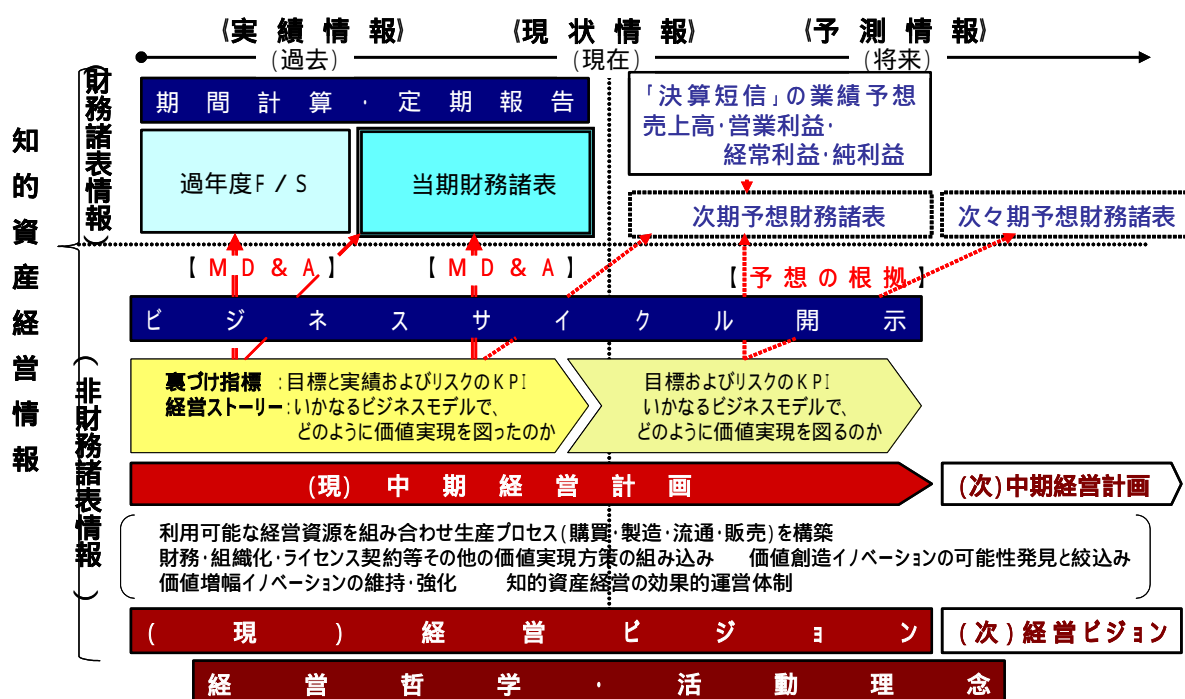
さらに、わが国では……公開会社に対し「決算短信」において原則として1年先の財務予想を定期的に提供することが求められている。投資家をはじめ企業との係り方を今後どうするか判断を行うステークホルダーにとって、「売上高」「営業利益」「経常利益」および「純利益」という項目に限られたものであっても、意思決定には極めて有用な情報となっている。しかし、企業活動の成果と現状を財務実績として報告する財務諸表と、一般に中期経営計画にもとづき今後1年間に展開しようとしている事業に関する財務的予想との間を直接結びつけることは、専門的訓練を受けていない多くのステークホルダーにとって極めて難しいことといわざるを得ない。確かに、制度上は、財務的に報告された事業活動の実体を「財政状態および経営成績の分析」として、また業績予想に関し「予想の根拠」を示すことが求められてはいる。しかし、現状ではそれらが必ずしも十分に機能する内容になっていない……。

そこで、一方において企業経営における過去・現在・将来の時間軸を、他方において財務情報と非財務情報の情報内容軸を示すなかで、開示される企業情報の相互関係を整理し、相互の連係を明らかにしておくことが必要と考えられる。そうすることによって、定期開示として行なわれる財務実績報告および決算短信等における財務予想情報と、ビジネスサイクル期間ないし中期

⁵⁷ 経済産業省知的財産政策室『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査 - 「強み」の開示とステークホルダーとの対話』、2007年、pp.86-87。(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html)

経営計画期間を背景に行なわれるMD & Aおよび予想根拠としてのリスク情報を含む事業計画説明との間に存する連係ならびに補完関係が明らかにされ、ステークホルダーが企業に対する適切な認識と理解を持つことに大きく役立つことが期待できる。企業活動の現場から離れているステークホルダーにとって、企業活動がどのように展開されてきたのか、これからどのように進展する可能性があるのかを、現状よりもはるかに容易に、したがって一層適確に捉えることができるようになれば、ステークホルダー各々が企業の価値創造プロセスとそこから生まれる財務成果とを結びつけることが、現段階よりもはるかに容易になると考えられる。⁵⁸⁾

図表7 財務情報と非財務情報の知的資産経営情報への統合



図表7のポイントは、わが国において金融商品取引法および会社法にもとづく制度開示として整備されてきた財務諸表報告制度に、適時開示として整備されてきた「決算短信」の業績予想を加えて、実績・予想の双方をカバーする財務諸表情報を補い、利用者の理解可能性を高めるものとして、知的資産経営報告を付加することを提言することにある。この知的資産経営報告とは、ビジネスサイクル期間ないし中期経営計画期間にわたる事業活動における価値創造プロセスを、財務報告および財務予想と関連付ける手掛かりを KPI として示しつつ、事業実績と事業計画を連携させた経営ストーリーとして記述するものである。これに関して付言しておくことは、知的資産経営報告を独立報告書として作成することを決して求めるものではないことである。事業の価値創造プロセスに関する説明書や報告書を一切作成したことがない多くの中小企業にとっては独立報告書として作成することになる場合が多いであろう。これに対し、この種の非財務情報の提供を制度的に求められ、また IR 活動において任意的に提供してきている公開会

⁵⁸⁾ 上掲報告書、p.96.

社等においては、有価証券報告書の「財政状態と経営成績の分析」、決算短信における業績予想の前提や根拠の説明、アニュアルレポートにおける「経営者からのメッセージ」や MD&A として取り扱えばよいものとする。また、知的資産経営報告は、企業が社会に対し強く訴求したい事項に関し、例えば社会責任報告書、知的財産報告書、中期経営計画説明資料などの詳細な企業情報の提供を妨げるものではない。

5. おわりに

21世紀を特徴付ける知識化経済では、既に触れたように、前世紀の工業化社会と比べ、経済活動のマネジメント対象が人間の五感では知覚できない Intangibles に広がり、企業の価値創造におけるそのウエイトが飛躍的に高くなっている。人々は、企業をはじめとする組織体とそのステークホルダーとの情報共有の良否こそ、組織体の活動自体とその影響を受けるステークホルダーの行動の成否を決めることに気付き始めている。しかし、組織体の活動が地球規模に広がるなかで、いざ情報共有を進めようとする、二つの難題に直面する。一つは Intangibles を記号化し情報とするに不可欠な用語と文法の共通規約が地球規模で整えられていないことであり、いま一つは情報がインターネットの上を駆け回っても、文脈を違えないように言語の壁を越えて瞬時にコミュニケーションができないことである。

知的資産経営報告により企業と社会とのインタラクティブなコミュニケーションを進めようとするとき、前者の「Intangibles を記号化し情報とするに不可欠な用語と文法の共通規約の欠如」こそが、まさしくその最大の障害を生む原因となっていた。知的資産経営報告の利用価値に目を向ける人々の間で、その作成を躊躇する理由として「知的資産経営報告には比較可能性がない」ことが指摘されてきたこと、この点は深くかかわっている。この課題を解消する決定打は、2008年に始まる企業情報が XBRL ベースで開示されることに求められる。日本では、同年より金融庁の EDINET に記載される企業情報のうち財務諸表の本体については XBRL による提供が始められ、約 6,000 件に及ぶ財務諸表が XBRL で提供されることが見込まれている。また、東京証券取引所もこれに呼応して、決算短信およびコーポレート・ガバナンス報告書を XBRL で作成させ、2008年中頃を目途に TDNET より開示させる計画である。また、アメリカでも、本小論「3. 事業報告における Intangibles の扱い」の「アメリカにおける取組みの概要」で触れたところを受けて、SEC は2007年12月に Form-10K 等の財務諸表の XBRL タクソニ案を公開し、2008年4月初めまで関係者からの意見聴取が行われている段階である。SEC がターゲットとする範囲には、注記や MD&A が含まれており、今後、数年にわたり、XBRL による開示範囲が段階的に拡大していくと見込まれている。

このような財務諸表情報の XBRL による提供に続くものが、非財務的な形で提供される企業情報となることは間違いない。アメリカの MD&A とこれを踏襲したわが国の「財政状態と経営成績の分析」が制度面の媒介項となって、知的資産経営報告を含む各種の Intangibles に関する事業報告に繋がることになろう。図表2に示した「EBR フレームワーク バージョン2.0 - 一つの XBRL タクソニが開発されている -」は、その先駆的取組みである。これに触発され、日欧米が非財務情報 XBRL タクソニをそれぞれに開発し、後にその国際調整を図るという愚行を避けようとして、2007年11月、価値創造戦略マネジメントと社会的厚生の上をめざした新たなビジネスレポートの開発を担う地球規模の共同体として、「知的資本 / 知的資産ワールド・イニシ

アティフ(WICI: World Intellectual Capital/Assets Initiative)の設立が合意された。参加組織は、OECD、日本は経済産業省と早稲田大学、アメリカは EBRC、ヨーロッパは「ヨーロッパ財務証券アナリスト協会(EFFAS: European Federation of Financial Analyst Societies)とフェラーラ大学である。非財務情報開示フレームワークとそのタクソノミの開発については、EBRC の EBR ver.2.0 フレームワークと、経済産業省の「知的資産経営の開示ガイドライン」のスキームとの統合案をベースにすることが合意されている。両者は、2007年12月までに、基本的なコンセプトのすり合わせを終えた。新たなフレームワークでは、1)企業における価値創造ストーリーの表明、2)企業のビジネスサイクルに基づくビジネスモデルの提示、3)財務情報(KPIを含む)、非財務情報(KPIを含む)、将来に対する見通しの情報が提供できることを目指している。このXBRLによるWICI企業情報開示フレームワークの開発は、知的資産経営報告がグローバルに展開する共通プラットフォームを提供することに他ならず、その早期の完成が期待されることである。その取組みに関する紹介については他日を期したい。

以上